

対馬市告示第134号

令和7年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和7年11月18日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和7年12月2日(火)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

針谷 広己君	吉野 元君
諸松瀬里奈君	東 圭一君
内山 吉寿君	佐伯 達也君
安田 壽和君	糸瀬 雅之君
陶山荘太郎君	坂本 充弘君
脇本 啓喜君	黒田 昭雄君
波田 政和君	上野洋次郎君
大浦 孝司君	島居 真吾君
春田 新一君	

○12月3日に応招した議員

針谷 広己君	吉野 元君
諸松瀬里奈君	東 圭一君
内山 吉寿君	佐伯 達也君
安田 壽和君	糸瀬 雅之君
陶山荘太郎君	坂本 充弘君
脇本 啓喜君	黒田 昭雄君
波田 政和君	上野洋次郎君
大浦 孝司君	島居 真吾君
春田 新一君	

○12月4日に応招した議員

針谷 広己君	吉野 元君
諸松瀬里奈君	東 圭一君

内山 吉寿君
安田 壽和君
陶山莊太郎君
脇本 啓喜君
波田 政和君
大浦 孝司君
春田 新一君

佐伯 達也君
糸瀬 雅之君
坂本 充弘君
黒田 昭雄君
上野洋次郎君
島居 真吾君

○12月5日に応招した議員

針谷 広己君
諸松瀬里奈君
内山 吉寿君
安田 壽和君
陶山莊太郎君
脇本 啓喜君
波田 政和君
大浦 孝司君

吉野 元君
東 圭一君
佐伯 達也君
糸瀬 雅之君
坂本 充弘君
黒田 昭雄君
上野洋次郎君
春田 新一君

○12月8日に応招した議員

針谷 広己君
諸松瀬里奈君
佐伯 達也君
糸瀬 雅之君
坂本 充弘君
黒田 昭雄君
上野洋次郎君
春田 新一君

吉野 元君
内山 吉寿君
安田 壽和君
陶山莊太郎君
脇本 啓喜君
波田 政和君
大浦 孝司君

○12月15日に応招した議員

針谷 広己君
諸松瀬里奈君
内山 吉寿君

吉野 元君
東 圭一君
佐伯 達也君

安田 壽和君
陶山荘太郎君
協本 啓喜君
波田 政和君
大浦 孝司君
春田 新一君

糸瀬 雅之君
坂本 充弘君
黒田 昭雄君
上野洋次郎君
島居 真吾君

○12月2日に応招しなかった議員

○12月3日に応招しなかった議員

○12月4日に応招しなかった議員

○12月5日に応招しなかった議員

島居 真吾君

○12月8日に応招しなかった議員

東 圭一君

島居 真吾君

○12月15日に応招しなかった議員

令和7年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

令和7年12月2日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和7年12月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第8 認定第1号 令和6年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 令和6年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 令和6年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 令和6年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 令和6年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 令和6年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第66号 令和7年度対馬市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第17 議案第67号 令和7年度対馬市診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第68号 令和7年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第69号 令和7年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- 日程第20 議案第70号 令和7年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第71号 令和7年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第72号 令和7年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第73号 対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第74号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第75号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第76号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第77号 対馬市住民センター条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第78号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第79号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第80号 対馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第31 議案第81号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第82号 対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第83号 対馬市生活館の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第84号 対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第85号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第86号 対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第87号 対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第88号 対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第89号 対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第90号 対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第91号 対馬市地区体育館の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第92号 対馬市福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第93号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（尾崎ノ段地区）
- 日程第44 議案第94号 財産の無償貸付について
- 日程第45 同意第11号 対馬市農業委員会委員の任命について

- 日程第46 同意第12号 対馬市農業委員会委員の任命について
日程第47 同意第13号 対馬市農業委員会委員の任命について
日程第48 同意第14号 対馬市農業委員会委員の任命について
日程第49 同意第15号 対馬市農業委員会委員の任命について
日程第50 同意第16号 対馬市農業委員会委員の任命について
日程第51 同意第17号 対馬市農業委員会委員の任命について
日程第52 同意第18号 対馬市農業委員会委員の任命について
日程第53 同意第19号 対馬市農業委員会委員の任命について
日程第54 同意第20号 対馬市農業委員会委員の任命について
日程第55 同意第21号 対馬市農業委員会委員の任命について
日程第56 同意第22号 対馬市農業委員会委員の任命について
日程第57 同意第23号 対馬市農業委員会委員の任命について
日程第58 同意第24号 対馬市農業委員会委員の任命について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議長の諸般報告
日程第4 市長の行政報告
日程第5 総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告
日程第6 産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告
日程第7 長崎県病院企業団議会議員の報告
日程第8 認定第1号 令和6年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第9 認定第2号 令和6年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10 認定第3号 令和6年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11 認定第4号 令和6年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12 認定第5号 令和6年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13 認定第6号 令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 日程第14 認定第7号 令和6年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第66号 令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第17 議案第67号 令和7年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第68号 令和7年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第69号 令和7年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第70号 令和7年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第71号 令和7年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第72号 令和7年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第73号 対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第74号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第75号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第76号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第77号 対馬市住民センター条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第78号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第79号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第80号 対馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第31 議案第81号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第82号 対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第83号 対馬市生活館の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第84号 対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第85号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第86号 対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第87号 対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第88号 対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について

- 日程第39 議案第89号 対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第90号 対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第91号 対馬市地区体育館の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第92号 対馬市福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第93号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(尾崎ノ段地区)
- 日程第44 議案第94号 財産の無償貸付について
- 日程第45 同意第11号 対馬市農業委員会委員の任命について
- 日程第46 同意第12号 対馬市農業委員会委員の任命について
- 日程第47 同意第13号 対馬市農業委員会委員の任命について
- 日程第48 同意第14号 対馬市農業委員会委員の任命について
- 日程第49 同意第15号 対馬市農業委員会委員の任命について
- 日程第50 同意第16号 対馬市農業委員会委員の任命について
- 日程第51 同意第17号 対馬市農業委員会委員の任命について
- 日程第52 同意第18号 対馬市農業委員会委員の任命について
- 日程第53 同意第19号 対馬市農業委員会委員の任命について
- 日程第54 同意第20号 対馬市農業委員会委員の任命について
- 日程第55 同意第21号 対馬市農業委員会委員の任命について
- 日程第56 同意第22号 対馬市農業委員会委員の任命について
- 日程第57 同意第23号 対馬市農業委員会委員の任命について
- 日程第58 同意第24号 対馬市農業委員会委員の任命について

出席議員 (17名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 針谷 広己君 | 2 番 吉野 元君 |
| 3 番 諸松瀬里奈君 | 4 番 東 圭一君 |
| 5 番 内山 吉寿君 | 6 番 佐伯 達也君 |
| 7 番 安田 壽和君 | 8 番 糸瀬 雅之君 |
| 9 番 陶山荘太郎君 | 10 番 坂本 充弘君 |
| 11 番 脇本 啓喜君 | 12 番 黒田 昭雄君 |
| 13 番 波田 政和君 | 14 番 上野洋次郎君 |
| 15 番 大浦 孝司君 | 16 番 島居 真吾君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	志賀 慶二君	次長	藤原 亘宏君
係長	平山 公年君	係長	小島 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
副市長	一宮 努君
教育長	糸瀬 英俊君
総務部長	庄司 克啓君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	犬束 幸吉君
しまづくり推進部長	藤田 浩徳君
観光推進部長	平間 博文君
市民生活部長	阿比留忠明君
未来環境部長	三原 立也君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	阿比留正臣君
農林水産部長	平川 純也君
建設部長	原田 武茂君
水道局長	桐谷 和孝君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	日高 勝也君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
消防長	井 浩君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	神宮 秀幸君

午前10時00分開会

○議長（春田 新一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第4回対馬市議会定例会を開会します。

議場の換気のため、出入口を開放して会議を運営することといたします。

日程に入ります前に、10月1日付で糸瀬英俊教育長が就任をされております。就任の挨拶の申出がっておりますので、これを受けます。教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬 英俊君） 皆様、おはようございます。10月1日付で教育長を拝命いたしました糸瀬でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さきの第3回定例会におきまして、議員の皆様にご同意をいただきましたことに、まずもって御礼を申し上げます。また、本日は開会前の貴重な時間を頂戴し、挨拶の機会を与えていただきましたことに対して、重ねて御礼を申し上げます。

本職を拝命して2か月が経過いたしました。本市教育に関する最終責任者であることの緊張感と責任の重さを日々痛感をしているところでございます。また、この間、本市、県及び国の教育に関する現状や課題について、その一端ではありますけれども、触れる機会を得ました。

その中で、教育長という職には3つの顔があるのかなというふうに思っています。

1つ目は、人格の完成を目指すという教育の目的を司る者としての顔でございます。2つ目の顔は、教育行政の最終責任者としての顔でございます。3つ目の顔が、人間としての顔でございます。今後、教育長として本市の教育を進めるに当たっては、この3つの顔のバランス、あんばいとでも申しましょうか、これを取りながら、併せて、市長部局との緊密な連携の下、対馬市教育大綱に示されております、「ふるさと対馬を愛し、学び続ける人が育つまち」、これをつくるべく努力してまいる所存でございます。

そうは申しましても、何分、浅学非才の身でございます。市民の代表である議員の皆様におかれましては、今後とも、大所高所からの御指導、御助言を賜りますようお願いを申し上げまして、就任の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（春田 新一君） それでは、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（春田 新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、陶山荘太郎君及び坂本充弘君を指名い

たします。

日程第2. 会期の決定

○議長（春田 新一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、12月15日までの14日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月15日までの14日間に決定をいたしました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（春田 新一君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第3回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。次に、各常任委員会から委員派遣に関する調査報告の提出がっております。

報告します。産業建設委員会は、長崎県東彼杵町と山口県周防大島町を訪問し、陸上サーモン養殖とキノコ栽培を組み合わせたアクアポニックス事業や体験型観光及び民泊事業について、それぞれ視察、調査・研究を行っております。また、議会広報編集特別委員会は、福岡県糸島市と久留米市、熊本県御船町を訪問し、議会だよりの企画や編集などについて、それぞれ視察、調査・研究を行っております。詳細につきましては、タブレットに掲載をしております委員会調査報告書のとおりであります。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（春田 新一君） 次に、日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。本日ここに、令和7年第4回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、航路、ジェットfoil「ヴィーナス2」の更新に伴う支援事業の進捗について御報告いたします。

九州郵船株式会社は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構との共同発注により、川崎重工業株式会社とジェットfoil新船の建造契約を本年11月21日に締結いたしました。新船の建造スケジュールは、令和11年6月に引渡しを予定しており、その後、順次就航する見込みでございます。

ます。

この航路は、市民の生活・観光を支える不可欠な大動脈であり、今回の新船建造契約は、その機能の安定的な維持・強化につながる大変喜ばしい一歩でございます。

次に、企業誘致の進捗について御報告いたします。

このたび、本市への立地を決定されておりました株式会社エスプールグローバルと、本年11月21日に県庁において立地協定調印式を執り行いました。同社は、令和8年6月の事業開始に向け、整備を進められる予定でございます。

それでは、9月定例会以降、本日までの主な事項につきまして御報告申し上げます。

初めに、総務部からでございます。

11月9日に、第2回目の小船越地区への住民説明会を開催いたしました。当説明会には、多くの地域の皆様に御足労いただき、九州防衛局及び陸上自衛隊と共に説明を行いました。

出席された方々からは、これまでと同様に、訓練で使用するヘリコプターの騒音や砂じんといった生活環境への影響をはじめ、施設売却後の避難所確保の必要性など、多岐にわたる貴重な御意見や御要望を頂戴いただきましたが、売却処分における一定の理解は得られませんでした。

本市といたしましては、国境としての防衛力の強化及び災害時の救援活動の拠点を確保するためにも、訓練場の確保は重要であると認識しております。しかしながら、何よりも地域の皆様の御理解、御協力なくしては、売却を進めることはできません。したがって、現状を踏まえ、国の令和7年度予算での売却は難しい状況であることを、九州防衛局へ回答しております。

今後も、九州防衛局及び陸上自衛隊と連携しながら、訓練場の必要性に関する情報提供を丁寧に行ってまいります。また、何よりも住民の皆様が安心して生活できるよう、安全確保と不安払拭を最優先で取り組み、改めて地域皆様の御理解と御協力をいただけるよう、協議を継続してまいります。

なお、現状での訓練場としての利用については、これまで同様、御理解をいただいております。

次に、観光推進部についてでございます。

11月4日から16日の期間におきまして、静岡市に本社を置く株式会社フジドリームエアラインズによるチャーター便計5便が、静岡、神戸、名古屋、高知の4都市を発着地として運航されました。このチャーター便の運行により、280人の国内観光客が本市を訪れ、島内での滞在を楽しまれました。

加えまして、10月13日から11月11日の期間には、オーストラリアに本社を置くコーラル・エクスペディションズ社の小型クルーズ船「コーラル・ジオグラファー」が計3回厳原港に入港し、主にオーストラリアからの国外観光客264人に御来島いただきました。

これらの取組は、対馬が有する豊かな自然や歴史といった観光資源が、遠隔地市場からも高い

評価と需要を得ていることを示すものでございます。

今後も、航空路線及びクルーズ船の活用による観光誘客の推進並びに本市の魅力発信の強化に努め、交流人口のさらなる拡大を図ってまいります。

11月12日、特定非営利活動法人朝鮮通信使縁地連絡協議会元理事長松原一征氏が、令和7年度地域文化功労者文部科学大臣表彰を受賞されました。

松原氏は、長年にわたり朝鮮通信使縁地連絡協議会理事長として御尽力され、特に「朝鮮通信使に関する記録」のユネスコ「世界の記憶」登録を、民間団体を主体として日韓共同で実現させるなど、本市の地域文化の振興に多大な貢献をされました。その長年の功績が高く評価されたものであり、ここに改めて心より敬意と祝意を表します。

次に、農林水産部関連でございます。

11月5日、県庁において、第40回長崎県地域文化章授与式が執り行われ、このたび、対馬市ニホンミツバチ部会が栄えある受章をされました。

この賞は、長年にわたり地道な文化活動を続け、地域文化の向上及び発展に貢献している個人及び団体に対して顕彰されるものです。

本市は、セイヨウミツバチが存在しない国内唯一の地域として、ニホンミツバチのみによる約1500年にも及ぶ養蜂の歴史が地域文化として深く根づいています。この伝統的な養蜂文化の継承と振興において、産出される貴重な百花蜜の知名度向上やブランド化を図るため、毎年開催している対馬ハチミツコンクールなどが高く評価され、このたびの受章となりました。

本市といたしましても、当該文化財が未来永劫にわたり対馬の誇るべきものとして確実に継承されるよう、引き続き支援を継続してまいります。

次に、中対馬振興部関連でございます。

10月26日、豊玉総合運動公園野球場を会場として、第38回いきいき豊玉まつり産業祭を開催し、多くの市民の皆様にご来場いただきました。

祭りは、対馬キッズサウンドクラブによる演奏をオープニングに、丸太投げ競争や魚つかみ取りなどの様々なイベントを実施いたしました。

また、地元で取れた旬の野菜や新鮮な魚などの農林水産物の販売、毎年恒例のイノシシ肉を使った豊玉元気鍋や、イカ・アナゴなどの実演販売も行われ、多くの来場者でにぎわいました。

さらに、本市と海山交流事業を実施しております熊本県山江村からも御来島、御出店いただき、盛会のうちに無事終了いたしました。

次に、教育委員会事務局関連でございます。

9月14日から11月30日まで県下で開催されました「ながさきピース文化祭2025」に合わせ、本市におきましても、多岐にわたる事業を実施いたしました。

まず、10月30日より、対馬市民美術展・障害者ふれあい芸術文化祭を皮切りに事業を開始し、11月2日には、文化の全国大会として短歌の祭典を対馬グランドホテルにおいて開催いたしました。

この祭典には、全国から一般の部、学生の部、合わせて2,261首もの応募をいただきました。会場では、選者からの講評、受賞者の表彰及び対馬高等学校の生徒も参加しての記念講演を行い、盛況のうちに終了いたしました。さらに、同日午後には交流センターにおいて、満員の観客の下、ミュージカル対馬物語が上演され、観覧された皆様が大きな感動を共有されたものと認識しております。そのほか、万葉の地を巡るバスツアー、竹灯り制作ワークショップ及びライトアップ、対馬お城大使講演会及びお城巡り、奈良の雅楽継承団体南都楽所による雅楽公演など、多岐にわたる催しを、関係者の皆様の多大な御尽力と御協力により、無事開催いたしました。

本事業を通じ、多くの市民皆様が様々な文化に触れ、それぞれに楽しさや感動並びに心豊かなときを十分に過ごされました。これにより、文化の価値の再認識と、郷土への愛着を改めて深める機会になったものと考えております。

こうした成果により、対馬の魅力、価値並びに対馬の文化についても広く島外に発信できたものと考えとともに、対馬における文化事業のさらなる発展につながるものと確信しております。

以上が、行政報告でございます。

次に、本市において市民の生活及び産業に様々な恩恵をもたらしております有人国境離島法が令和8年度末をもって期限を迎えます。この重要な法律の改正・延長を実現するため、官民一体で強い決意を島内外に表明する有人国境離島法改正・延長対馬市総決起大会を、12月6日土曜日午後2時30分から、対馬市交流センター2階イベントホールにおいて開催いたします。事前のお申込みは不要でございますので、市民の皆様の多数の御参加と総力を結集した御協力を心よりお願い申し上げます。

最後に、本定例会において御審議願います案件でございますが、令和7年度一般会計等補正予算7件、条例の制定及び一部改正8件、指定管理者の指定12件、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更1件、財産の無償貸付け1件、農業委員会委員の任命14件、合わせて43件の議案について、御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（春田 新一君） 以上で、行政報告を終わります。

日程第5. 総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（春田 新一君） 次に、日程第5、総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。総務文教厚生委員長、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） おはようございます。

それでは、総務文教厚生委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は令和7年11月20日、対馬市立厳原中学校において、教育委員会事務局から扇教育部長外2名、福祉部から田中部長外2名に出席いただき、就学に介助と看護支援を要する児童生徒について及び特別支援学校の開校に関する事項について、所管事務調査を行いました。

まず、厳原中学校内の特別支援学校設置に向けた改修状況を見学した後、同校の会議室において、教育委員会事務局からの説明を受けました。

学校の介助員は、特別な支援を要する児童生徒に対し、日常生活の介助、発達障害の児童生徒への学習支援、肢体不自由等による学習活動や教室移動等の介助、健康管理や安全管理、複数の児童生徒が在籍する特別支援学級の支援のために配置されています。配置人数は、各学校等からの配置希望を下に、教育委員会で決定しているとのことです。

現在の配置状況は、幼稚園・こども園で11名、小学校で46名、中学校で19名を配置しています。幼稚園・こども園では欠員はいませんが、小学校で10名、中学校で7名の欠員があり、年間を通して募集していますが、欠員が生じた場合は、各学校の教職員で対応しているとのことです。

また、看護支援を要する児童生徒の現状は、上地区で1名、下地区で1名が在学しており、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止に資することや、安心して子供を産み、育てることができるよう医療的ケア児の心身の状況等に応じ、上地区に2名、下地区に1名の学校看護師を配置しています。

次年度は、上地区に1名、下地区に1名の医療的ケア児が新たに入学するため、今年度の配置数に加え、それぞれ2名ずつの看護師を募集しています。現在の状況としては、上地区に1名、下地区に2名の応募があっていますが、引き続き、募集を継続し、確保に努めるとのことです。

次に、長崎県立虹の原特別支援学校対馬分校小・中学部の開校に関する事項ですが、令和9年度からの開校に向け、厳原中学校の1階北側部分の使用教室等に係る屋内設備の撤去及び特別教室の準備工事は完成しており、令和8年からは、長崎県の設置工事が開始される予定です。また、ソフト面では、令和6年度に県の特別支援学校の教員が厳原中学校と比田勝小学校に配置され、市の教員等との研修交流が行われています。本年度は、県と市の教育委員会及び特別支援学校との調整会議、設置に係る地域住民説明会を実施し、その結果を受けて、就学・転学する児童生徒を把握するためのアンケート調査を実施中とのことです。

令和8年度の予定は、5月の対馬市校長会において、特別支援学校の校長による説明と交流学

習についての協力依頼、7月には教育支援委員会で令和8年度の児童生徒の情報共有をするとともに、対象者への就学希望アンケートを実施、8月には特別支援学校による施設見学会と、開設に向けて保護者等との語る会が実施されます。その後、9月に開催する教育支援委員会において就学者を決定し、就学者の状況に応じてスクールバスの運行ルートが決定されるということです。また、2月には、県の教育委員会が入学者説明会を実施するとともに、入学式の前には児童生徒の不安を取り除くため、オープンスクールを開催予定とのことです。

就学予定者の想定については、令和8年度の新入生を除いた特別支援学級の児童生徒数は、知的、自閉・情緒、言語、肢体不自由、病弱を合わせて、小学校で53名（うち、知的25名）、中学校で42名（うち、知的16名）であります。

特別支援学校に就学できる児童生徒は、知的障害または複数の障害がある中で知的障害がある児童生徒であり、今後は保護者や児童生徒の意向を尊重しつつも、長崎県特別支援教育推進基本計画に基づき、10名程度の就学者の確保を継続できるような教育環境の整備を県と連携し、推進する必要があるということです。

最後に、就学に対する市教育委員会の支援については、新たに23人乗りスクールバス（うち、車いす2脚、室内格納パワーリフトつき）を購入し、仁位から巖原間の運行後に久田から巖原間を運行します。佐須方面から登校する児童生徒がいる場合は、巖原中学校のスクールバスを利用してもらいます。また、スクールバスのリフト操作や車内の介護のため、介助員2名の募集を予定しているとのことです。下校については、各学年で時間が異なるため、保護者の迎え、または福祉サービスの利用を考えているとのことです。

給食については、巖原学校給食共同調理場から児童生徒と教職員分を配送するとの説明を受けました。

委員からは、「学校看護師、介助員の欠員を解消するため、給与体系を見直す検討をしてもらいたい」、「介助・看護関係の支援は、保護者の離職防止の観点から、積極的に職員の募集をしてもらいたい」、また、特別支援学校小・中学部の開校に向けては、「保護者の意向を踏まえた上で子供たちにとって最適な道筋を提供してもらいたい」、「特別支援学校就学に関する支援は、保護者と教育委員会・福祉部で協議し、必要な支援を行ってもらいたい」などの意見がありました。

介助員と学校看護師については、積極的かつ継続した募集を行うとともに、他の自治体や民間の給与体系を考慮した上で、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を検討していただきたい。また、特別支援学校小・中学部が開校し、小学部から高等部まで島内で一貫した専門的な特別支援教育が受けられ、そして、卒業後も島内で就職できるよう、就学中をはじめ、卒業後の就業支援まで、教育委員会と福祉部とが連携して取り組んでいくことが重要だと考えます。

以上で、総務文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（春田 新一君） 報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6. 産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（春田 新一君） 日程第6、産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。産業建設委員長、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 皆様、おはようございます。産業建設委員長の糸瀬雅之でございます。

それでは、産業建設委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和7年11月17日に、対馬地域商社の事業内容の現状と課題について及び中対馬未来づくりアクションプランの進捗状況について所管事務調査を行いました。

まず、対馬地域商社会議室において、農林水産部担当職員及び対馬地域商社職員に出席を求め、地域商社の概要説明、対馬市流通加工拠点施設の概要説明、販売実績、主力商品、ふるさと納税返礼品実績、今後の販路展開や課題等の説明を受けました。

一般財団法人対馬地域商社は、対馬市豊玉町貝鮎4番地11に事務所兼加工場があり、平成29年9月1日に名称を変更し、対馬市流通加工拠点施設として営業を行っております。出資金は500万円で対馬市が100%出資しており、職員数は現在16名であります。

施設建設の目的は、本市の基幹産業である水産業は、漁業者の高齢化、燃油の高騰、後継者不足、離島であるがゆえの輸送コストのハンデなど、厳しい状況であります。そこで、近隣漁協及び市内水産加工事業者や対馬農協などが連携して、島内加工事業者への原材料供給機能、島内飲食店への配送機能はもとより、島外への出荷体制を確立することで、輸送コストの低減を主とした全体的な経費節減を図り、生産者所得を向上させることとあります。総事業費は、平成29年度から平成31年度にかけて建設され、5億9,900万円であり、令和元年7月1日より供用開始いたしております。

対馬地域商社の全体売上高は、毎年過去5年間は1億円を超えており、令和6年度は1億899万9,000円でありました。主力商品の魚種は、アジ、剣先イカ、アナゴが主であり、アジの開き、剣先イカの一晩干し、アナゴ開き、煮アナゴなどがあります。主な販売先は、グリーンコープ、長崎空港、イーオー食品、はびねすくらぶ、ふるさと納税返礼品が販路先であります。ほかにも地域資源を生かした、マグロ、ブリ、クエなどの商品開発にも力を入れておりま

すが、令和6年度は対馬近海における主要原料の漁獲不漁、さらに原料価格の高騰により、安定した仕入れが課題でありました。また、昨年末に峰町共同集合店舗内に新装開店した、直売所「心まち」の売上げが好調であり、今後の地域商社として事業展開が期待できる1年であったとのことでした。

令和6年度ふるさと納税返礼品実績の主な返礼品は、1位は、対馬産クエ鍋セット575件、977万5,000円、2位は、スルメイカー夜干しセット217件、324万9,000円、3位は、剣先イカの耳3キロ、194件、243万4,000円でした。

今後の取組としては、島内他社製品の組合せを企画し、対馬の特性を生かした魅力ある商品の選定やバリエーション豊富な品ぞろえで返礼品の中から選択していただけるように取組を進めていくとのことでした。

対馬地域商社を運営していく中で、今後の最大の課題は、原材料価格や人件費の高騰による影響が危惧されております。ここまで築き上げてきた販路や取引先の信頼を失うことなく、対馬産品ブランドを全国へPRし、継続して販売や新商品開発を行っていく上で、大変厳しい状況であることは理解してほしいとのことであります。

今後、新たな取組として、長崎県が推進している「推し魚」プロジェクトに対馬の推し魚、アナゴを選定し付加価値をつけ、水産物の消費拡大や水産業をはじめとする地域の活性化、県・市・民間事業者と連携したプロモーションを展開していく予定であります。

委員からは、仕入原料高騰対策についての意見として、「近隣生産者だけではなく、ほかの漁協組合関係者との連絡体制を強化して、仕入先を幅広くしてはどうか、生産者の所得向上が重要であり、今後、対馬地域商社が継続的かつ安定的な運営をしていくには、行政からの財政的な支援が必要である」、「ふるさと納税返礼品についても調査・研究を行い、力を入れてほしい」などの意見がありました。

次に、中対馬未来づくりアクションプランの進捗状況について、中対馬振興部担当職員立会いの下、神話の里自然公園の現地視察を行い、その後、豊玉庁舎3階大会議室において、計画の概要及び進捗状況の説明を受けました。

本事業の計画策定の経緯は、中対馬の振興、将来の対馬全体の発展を考慮し、中対馬を重要な地区と位置づけ、観光分野に限らず、農林水産業・商業等あらゆる分野において好循環をもたらす環境整備の必要性を考え、平成30年3月に策定されました。

基本方針のコンセプトは、中対馬を舞台としたつしまリトリート&アクティビティの創造、ターゲットは世界の全ての女子であります。全体構想は、中対馬各地域の特性等を踏まえ7つのエリアにテーマを設定し、エリア内の地域資源や位置関係を考慮してゾーンとスポットを設定しており、エリアの整備テーマと30の個別事業を計画・策定されております。

進捗状況としては、平成31年度より、神話の里自然公園を中心としたハード事業やソフト事業に取り組んでおり、主な事業費として地方創生推進交付金や離島活性化交付金等を活用し、令和7年度まで6,791万1,997円の事業費であります。主なハード事業は、神話の里自然公園内のコテージ建設2棟、青海の花畑スポット整備事業であります。主なソフト事業は、シーカヤック及びSUPインストラクター養成事業、中対馬の観光PR事業、神話の里のライトアップ事業や光を活用したキャンプ客誘客事業であります。

今後の計画については、各事業相互の関連性を意識し事業を実施する必要があるが、地域住民の参加、協力なしでは、長期的なビジョンの実現は困難であることから地域や事業主体が一丸となり事業促進を図る必要があり、併せて、離島振興法や地方創生をはじめとした関連する各種制度を活用しながら、着実に進めていくとの説明を受けました。

委員からは、「女性をターゲットにしているのであれば、女性イベントの企画を進めるべきである」、「神話の里の利活用を積極的にすべきである」、「浅茅湾クルーズなどの観光船の取組の強化をすべきである」、「事業を進めるに当たり、民間事業者・各異業種団体・地域商社・観光推進部との連携が重要である」、「策定から7年経過しており、アクションプラン事業の見直しも必要な時期ではないか」などの意見がありました。

以上で、産業建設委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（春田 新一君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 産業建設委員長にお尋ねいたします。

令和6年度は対馬近海における主要原料の漁獲不良、さらに原料価格の高騰により安定した仕入れが課題でありました。今後の最大の課題は、原材料価格や人件費の高騰による影響が危惧されています。外的要因が何か一番の課題というふうに委員会では捉えられているようなのですが、私と少し見解が違いますので、こういった意見はなかったのかお聞きいたします。

私は、対馬地域商社の一番の課題はキャッシュフローが不足していることだと思っています。現金、預金が不足しているから仕入れられない、そういう状況にあるというふうに思っています。キャッシュフロー関係の資料等は取り寄せて審査、調査されたのでしょうか。まず、そこが1点です。

肝心の、その、令和6年度の貸借対照表によれば、現金、預金は1,231万2,254円となっておりますが、財産目録からすると合計731万2,254円の間違いだと思われまして。いずれにしても、毎月300万円程度の人件費だと推察されますので、わずか二、三か月分の人件費しか3月末時点で残されておらず、仕入れに窮するほどのキャッシュフロー不足であることが商社の経営課題だと、私は明らかなだと思っていますが、そのあたりの指摘はなかったのでしょうか。

○議長（春田 新一君） 委員長、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 協本議員の質問にお答えします。

委員会の中ではキャッシュフロー等の調査等は行わず、まず、やはり、そういった今の課題というのは、いろんな人件費、原材料等の高騰が主だということで、そこまで詳しく時間的なあれがありませんでしたので今後の全協等で、まだありますので、その際に質問したらどうでしょうか。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） やはり、こういった事業をしているところの調査を行うには、財務諸表の審査というのは必要だと思います。今後は、そういったものも取り寄せて、時間がなかったというよりも事前から取り寄せてされることをお願いしたいと思います。

続いて、中対馬未来づくりアクションプランの方なんですけど、策定から7年経過しており、アクションプラン事業の見直しも必要な時期ではないかなどとの意見があったということですが、これは毎年最低やるべきことなんですけど、もっと詳しく、こういった提案があったか教えてください。

○議長（春田 新一君） 委員長、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 中対馬未来づくりアクションプランは今いろいろと予算的な部分で非常に確保が厳しいということで、担当部のほうからも、計画はしているんですけれども、なかなか予算的な確保が厳しいということで、そのような報告を受けております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） ちょっと私の……

○議長（春田 新一君） 脇本君、マイク。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 質問内容がうまく伝わらなかったと思うんですが、検証することとは必要なんですけど、7年間、あまり検証されてこなかったことに対する意見はなかったのかということについて問い合わせました。その点については、どのような検証をすべきかとか、そういうことは委員会では話はなかったんでしょうか。

○議長（春田 新一君） 委員長、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 協本議員の質問ですけど、ありませんでした。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（春田 新一君） 日程第7、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。1番、針谷広己君。

○議員（1番 針谷 広己君） 皆さん、おはようございます。長崎県病院企業団議会議員の針谷広己です。私からは、長崎県病院企業団議会の報告をさせていただきます。

令和7年8月29日、長崎市内の出島メッセ長崎にて、令和7年8月全員協議会が開催されました。対馬市議会からは脇本議員と私、針谷2名が出席をしておりますので、報告及び審議等の内容について報告いたします。

まず、開会に先立ち、対馬市議会・壱岐市議会・長崎県議会・長崎県庁から新たに選任された長崎県病院企業団議会議員の挨拶がありました。

続いて、長崎県病院企業団、松井総務部長から以下の5項目について報告があり、質疑が行われました。

1、令和6年度長崎県病院企業団病院事業会計決算について。

令和6年度の経常損益は27億700万円の赤字で、前年比で14億1,000万円の悪化で、対馬病院及び上対馬病院も赤字状況です。

赤字の主な要因は医業損益で、人事院勧告に伴う人件費のうち会計年度任用職員の勤勉手当の支給を開始したこと、物価高による医療品等の経費の増加、新型コロナウイルス関連補助金の減少により、令和2年度以降、年々悪化傾向にあります。令和6年度は赤字額が68億円を超え、過去、最も厳しい状況となっています。

2、上五島病院における分娩休止の対応について。

病院企業団が経営する全ての病院で分娩数が年々減少しており、上五島病院では、妊産婦の安全確保を最優先に、令和7年10月より分娩を休止しております。分娩の休止後は、妊婦健診、産前・産後ケア、婦人科診療を引き続き行っており、そのため、長崎大学病院から産婦人科医の派遣を受け、週2回の外来診療を確保する体制を整えています。

出席議員からは、妊婦やその家族の負担軽減の観点から、宿泊・移動に係る費用の助成や妊婦向けのマンスリー住宅の確保の要望が挙げられました。

3、離島等医療連携ヘリ事業（RIMCAS）の運航実績について。

令和7年度の運航状況、特にRIMCAS機の確保の問題についてです。令和7年度に入り、RIMCASは4月7日から5月18日まで運航を休止いたしました。委託先であるヒラタ学園が大阪航空局から業務改善命令を受け、機体整備計画の遅れ、部品納入の遅延、整備士の不足といった問題により、自社機を安定的に確保できなくなったためです。その後の対応ですが、5月

19日からはエクセル航空への再委託により運航を再開しました。さらに7月22日以降は、ヒラタ学園保有のEC135に部品交換が必要となったため、令和6年度にも運航実績のある小川航空へ再委託し、現在も運航している状況です。ただし、いずれの再委託先の機体もストレッチャーを搭載できず、患者搬送が実施できていない状態が続いています。このため、長崎県病院企業団として、ヒラタ学園に対し、自社機による早期の運航再開を強く要請しているとのことです。

4、郷診郷創の取組について。

郷診郷創は、「地域での受診が地域を創る」という、地域における患者の確保に向けた取組です。令和4年度から令和8年度までの5か年間計画で、令和6年度の対馬市内の病院受診の医療費は前年度の実績を上回っておりますが、目標値には届いていない現状です。

5、壱岐病院の増改築の工事について。

壱岐病院の増改築工事における入札及び落札候補者辞退に至る経過です。本工事はこれまで3回の入札公告を行っており、入札参加がなく、令和7年2月10日に入札を実施し、落札候補者として決定したところです。しかし、落札候補者から、同年3月28日付で、工事に必要な技術者を確保できないとの理由で辞退届が提出されました。今回の辞退に伴う今後の対応について、今回は辞退の時点では落札者ではなく落札候補者であったため、損害賠償金の対象とはなりません。

出席議員からは、半年前のことに対する報告の遅さや他病院の建替えに影響する重大な問題との認識がありました。

その他の事項として、現在の長崎県病院企業団議会では、定例会の開催が3月、12月の年2回となっておりますが、このように課題が山積する状況において、よりスピードを持った対応が必要との観点から、年間3回の定例会開催が提案されました。しかしながら、長崎県病院企業団としては、必要に応じた臨時会の開催と全員協議会の定例開催で対応するとのことでした。

全員協議会終了後は、研修会が行われ、千葉大学病院特任教授の吉村健祐氏から「政策から見る未来の医療」をテーマに御講義いただきました。

人口減少と経済成長を前提としたこれまでの日本の医療政策を振り返り、そして、今、抱えている病院の赤字経営の課題や対馬などの離島・へき地の医師・看護師不足といった課題を丁寧に説明いただきました。

対馬市においても、開業医の高齢化や直営診療所の老朽化が進んでおり、今後の外来診療におけるオンライン機器あるいは集落施設の活用、そういったものを通じた医療提供体制の再構築が必要になってきています。地域における医療サービスを見直していく、医療サービスの在り方を見直していく、いい機会になりました。

以上で、長崎県病院企業団議会令和7年8月全員協議会の報告を終わります。

○議長（春田 新一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。8番、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） この病院企業団の報告を受けまして、大変、全国的、そして対馬の対馬病院、上対馬病院の経営状況、非常に厳しい状況であるということは認識をいたしております。

その中で、やはり今、我々が一番心配しているのが上対馬病院の建て替えの問題でございます。これが令和13年度に後ろ倒しになりました。2031年度ですね。この辺について、今、この病院企業団の経営状況を考えますと、本当に上対馬病院の建て替えが実現するのかというのが市民の一番の心配でございます。長崎県病院企業団議員として2名行ってありますけれども、その辺の本当の、本当というか、長崎県病院企業団との話合い、確約とか、その辺の話はどの程度までできているのかお答えください。

○議長（春田 新一君） 1番、針谷広己君。

○議員（1番 針谷 広己君） 計画が後ろ倒しになりましたという報告は受けています。長崎県病院企業団としても、病院の建て替えは行っていくという計画はもちろん残したまま進めていくというお話はいただいておりますが、私、長崎県病院企業団議員としては、やはり上対馬病院の経営状況であったり、あるいは、その病院経営を支えている、現場を支えている方々のお話、そして上対馬エリアの住民の方々の御意向、そういったものを総合的に勘案して、改めて計画を見直す必要があるのではないかとというふうに考えてはいます。しかしながら、先日、上対馬病院のほうにお伺いをしました。上対馬病院は救急医療、そして地域の外来診療を担っている非常に重要な医療機関だということ、改めて認識をさせていただきましたので、今後、どのように病院を立て替えていくのか、そういったことは皆さんとお話をしながら、しっかり考えていければと思っています。

以上です。

○議長（春田 新一君） 8番、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 今、針谷議員のほうからの説明がありましたけど、大変厳しい状況であるけども、今、見直しという言葉が出ましたが、この、今、上対馬病院ですね、令和5年度の純損益でも1億600万円、令和6年度でも2億1,000万円の純損益、赤字でございます。その中で、今、この上対馬病院等のアクションプラン、（仮称）北部対馬アクションプランとの計画性、整合性ですか、その辺も併せていろいろと計画はされていると思いますけども、確かに今後の建設予定地であったり、そこら辺の建物の規模、その辺も、私も今後、これは市長等の判断になってくるとは思いますけども、この辺はやはりもう一度、再度見直す時期に来ているのかなと、そのように私も思っております。

今後、人口ですね、人口を考えたとき、5年前、市長、これは市長になりますけど、5年前、上県町、上対馬町の人口は令和2年度6,470人、この令和7年度のこの11月末でも5,777人、700人、もう5年間で700人減少しているんですよ。毎年140人から150人減少ですよ。これから、病院開業予定、6年後とします。今から900人から1,000人、毎年140から150人、このまいったとしてですよ、6年後、マイナス900人です。上県、上対馬町の人口が4,880人という予想が立てております。ですから、これは決定権は市長にあります。しかし、再度、やはりこの人口等を踏まえて検討すべき時期に来ていると、私は、これは市長に申し上げて質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今回の報告とは直接関係ございませんが、3月にヘリが墜落した、このことについて最終的なまとめが報告として6月の定例会でなかったわけですが、これは、私は結末を詳細に報告する必要があると思います。大事件ですよ。大きな事故です。これを、この3月の残りの、残りじゃなくて、定例会の中で、やる方向で私は望みますが、その点について2人の議員の中から意見があれば頂戴したいと思います。私は、これを報告せん限り、詳細は分かっておりませんよ。これは長崎県病院企業団病院の運営の中で大きな大事故です。できれば、この2名のどちらかの中で御意見を賜りたい。

以上です。

○議長（春田 新一君） 今、大浦孝司君からの質問は報告の中に上がってないですけど、いいですか。よろしいですか。1番、針谷広己君。

○議員（1番 針谷 広己君） お答えいたします。

現在、その件に関しては調査中であるため、お答えができないという回答になりますが、それでもよろしいでしょうか。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 長崎県病院企業団側から説明があつておれば、その範囲内でいいんだということなんです。

以上。何も説明なかったですか。

○議長（春田 新一君） 1番、針谷広己君。

○議員（1番 針谷 広己君） 私が6月から長崎県病院企業団議会議員をさせていただいてますので、8月の全員協議会の中では、特にそういった御報告はありませんでした。

以上です。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） その内容で済まされることではなく、3月の定例会の中でできないかどうか少し話し合ってください。議員は詳細は全く分かりませんよ。

以上、終わります。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩をします。再開を11時20分からとします。

午前11時09分休憩

午前11時20分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

次に、第3回定例会において、閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました令和6年度の各会計の決算認定については、審査報告書の提出がっております。

日程第8. 認定第1号

○議長（春田 新一君） 日程第8、認定第1号、令和6年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算審査特別委員長、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 決算審査特別委員会の審査報告を、ただいまから行います。

令和7年12月1日、対馬市議会議長、春田新一様。決算審査特別委員会委員長、大浦孝司。委員会審査報告書。

令和7年第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、閉会中の継続審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告します。

1、付託事件。

事件番号、認定第1号。

件名、令和6年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について。

審査の結果、認定。

審査の概要、（1）審査月日、令和7年9月26日、29日、30日の3日間。

審査場所、対馬市市議会議場。

欠席議員、9月26日、波田委員、9月30日、波田委員。

審査の経過。

それでは、決算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和7年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託され、閉会中の継続審査といたしておりました認定第1号、令和6年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決定しましたので、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和7年9月26日から29日、30日までの3日間にわたり、対馬市議会議場において、各担当部長、課長等の出席を求め、詳細にわたり説明を受けながら慎重に審査を行いました。

令和6年度の一般会計の決算額は、歳入342億424万円、歳出334億5,915万9,000円で、前年度と比較すると、それぞれ8億6,258万8,000円（2.6%）、11億52万円（3.4%）の増であります。歳入歳出ともに増となっておりますが、これは普通建設事業費及び物価高騰対策関連事業が増加したことが主な原因であります。

歳入の主な構成は、地方交付税143億25万円（構成比41.8%）、市債38億9,140万円（構成比11.4%）、国庫支出金52億4,221万8,000円（構成比15.3%）、自主財源の柱である市税については、30億5,294万5,000円（構成比8.9%）で、昨年比1,976万8,000円（0.6%）の減であります。

歳出の主な構成は、補助費等46億4,919万9,000円、構成比13.9%、普通建設事業費72億9,228万4,000円（構成比21.8%）、物件費54億3,328万円（構成比16.2%）、公債費48億883万6,000円（構成比14.4%）、人件費47億4,194万6,000円（構成比14.2%）となっております。

また、人件費、扶助費及び公債費のいわゆる義務的経費は、136億6,717万1,000円で、歳出全体の40.8%を占めております。

令和6年度に実施した重点施策のあらましについては、1、ひとづくり、2、なりわいづくり、3、つながりづくり、4、ふるさとづくりであり、数多くの事業が実施されておりますが、特に有人国境離島法に関連する運賃低廉化事業及び輸送コスト支援事業については、島民の多くの方々が身近に恩恵を被っているところであります。しかしながら、同法は時限立法であり、令和9年3月末で10年目を迎え終了することとなっております。今後、国会での継続審査、採択が実現する旨の運動展開に大いに期待するものであります。

最後に、審査の上で指摘・改善事項等もございましたが、本市を取り巻く経済状況は楽観するようなことではございませんが、厳しい状況の中、市民の所得向上に全力を傾注し、強いしまづくりを目指していただきたい。また、自治体の運営も少数精鋭の時節をさらに迎えると思われるが、本市が輝く集団であることを望むものであります。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（春田 新一君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（春田 新一君） 着席ください。起立多数です。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

お諮りします。決算審査特別委員会は本日をもって終結したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。決算審査特別委員会は、本日をもって終結することに決定をいたしました。

日程第9. 認定第2号

日程第10. 認定第3号

日程第11. 認定第4号

日程第12. 認定第5号

日程第13. 認定第6号

日程第14. 認定第7号

日程第15. 認定第8号

○議長（春田 新一君） 次に、日程第9、認定第2号、令和6年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、認定第8号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教厚生委員長、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 莊太郎君） おはようございます。

それでは、総務文教厚生委員会の審査報告を行います。

令和7年第3回対馬市議会定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました案件は、認定第2号から認定第6号までの5件であります。

まず、認定第2号、令和6年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は4億5,262万9,000円です。

次に、歳出に係る決算額は4億5,107万9,000円であります。

歳出の1款・総務費は、職員などの人件費、診療所の光熱水費及び修繕料、生化学検査手数料、対馬病院からの医師派遣及び医療機器保守点検等の委託料、公設民営診療所7か所の運営費補助金など3億7,306万5,000円、2款・医療費は、診療所で使用する医療用器具使用料、検査試薬、注射器、注射針等の医業用消耗器材費及び12か所の直営診療所で使用する薬品購入費など7,801万4,000円が主なものであります。

説明後に、委員からの「今後の市立診療所の在り方は」という質問に対しては、現在は、医師及び看護師の確保が困難となっている。今後は、医療提供体制基本方針の中で検討していくとのことでした。

認定第3号、令和6年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は40億6,550万5,000円です。

次に、歳出に係る決算額は40億4,365万6,000円であります。

歳出の1款・総務費は、被保険者証の郵送等に係る通信運搬費、制度改正に伴うシステム改修業務委託料、国民健康保険団体連合会負担金、月額会計年度任用職員の人件費、レセプト点検手数料、納税組合事務取扱費交付金、過誤納還付金及び還付加算金など5,055万6,000円、2款・保険給付費は、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、審査支払手数料、一般被保険者高額療養費、11件の出産育児一時金、79件の葬祭費など28億5,255万7,000円、3款・国民健康保険事業費納付金は、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分、介護納付金分など10億8,141万8,000円、5款・保険事業費は、特定健康診査に係る会計年度任用職員の人件費、特定健康診査等委託料など5,579万3,000円、6款・基金積立金は、財政調整基金への積立金287万円、8款・諸支出金は、実績に基づく償還金461万円が主なものであります。

認定第4号、令和6年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は5億562万9,000円です。

次に、歳出に係る決算額は5億332万3,000円であります。

歳出の1款・総務費は、職員の人件費及び長崎県後期高齢者医療広域連合への事務負担金など

2,907万1,000円、2款・後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金で4億7,401万円、3款・諸支出金は、保険料還付金で24万2,000円が主なものであります。

認定第5号、令和6年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は40億4,257万7,000円です。

次に、歳出に係る決算額は39億7,104万5,000円であります。

歳出の1款・総務費は、職員及び認定調査に係る月額会計年度任用職員の人件費、介護認定審査会に係る委員報酬及び主治医意見書の作成手数料など9,398万1,000円、2款・保険給付費は、居宅介護サービス給付費負担金、居宅介護予防サービス給付費負担金、高額介護サービス費負担金、高額医療合算介護サービス費負担金、特定入所者介護サービス費など35億4,473万2,000円、4款・基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金で789万1,000円、6款・諸支出金は、国費・県費精算返還金、支払基金交付金返還金、一般会計への繰出金など7,062万4,000円、8款・地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業負担金、地域包括支援センター職員及び会計年度任用職員の人件費、生活支援コーディネーター事業委託料、社会福祉協議会からの派遣職員給与等負担金など2億5,381万5,000円が主なものであります。

最後に、認定第6号、令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計の歳入に係る決算額は4,075万1,000円です。主な内訳は、1款・事業収入で、旅客運賃と貨物運賃を合わせて98万6,000円、2款・国庫支出金で、赤字航路事業に対する国庫補助金1,267万円、3款・県支出金で、赤字航路事業に対する県補助金474万1,000円、4款・繰入金で、一般会計からの繰入金2,202万4,000円であります。

次に、歳出に係る決算額は4,065万1,000円です。主な内訳は、1款・総務費で、給料及び職員手当等の人件費など2,469万2,000円、2款・施設費で、燃料費、修繕費及び寄港地集約に伴う貝口から加志々間のバス運行業務委託料など984万3,000円、3款・公債費で、船舶建造等に係る償還金元金及び償還金利子611万6,000円あります。

今年度は、歳入歳出ともに、前年度比で19万円の減となっております。これは、事業収入において、悪天候の影響により欠航が多くなったこと、また、船員不足により土・日・祝日の運休に伴う周遊観光の減少及び3月の1か月間の運休により前年度から139万4,000円の減額となったことが主な要因であります。

説明後に、委員からの「今後、赤字航路事業の運営をどのように考えているか」との質問には、この事業は、定期バスの未運航地域に居住する高齢者・障害者の通院などに欠かすことのできない生活航路であるとともに、災害対応にも必要であり、今後も運航を存続していきたい。現在は、

正職1名、月額会計年度任用職員2名、日額会計年度任用職員1名を雇用し、6月1日から運航を再開している。今後は、月額会計年度任用職員の操縦訓練を継続して行い、周遊観光を再開し、赤字の削減に努めていくということでした。

対馬市旅客定期航路事業の必要性は十分に理解できるものの、今後は、安全運航と赤字の削減に努めるとともに、生活航路として利用している市民の利用状況を把握・分析した上で、地域公共交通との接続などの代替手段を検討することも必要ではないかと考えます。

本委員会に付託されました認定第2号から認定第6号の5件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（春田 新一君） 産業建設委員長、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 産業建設委員会の審査報告を行います。

令和7年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により、本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました認定第7号及び認定第8号の2件について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、9月26日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、水道局桐谷局長及び山崎次長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

認定第7号、令和6年度対馬市水道事業会計決算の認定について、収益的収入の1款、1項、1目・給水収益は、令和6年度の水道使用料で、料金収入率は現年度分が97.78%、過年度分が46.55%となっております。

2目・その他の営業収益は、量水器販売収益及び給水装置工事竣工検査手数料等、2項、2目・加入金は、52件の新規水道加入金、4目・他会計負担金は、企業債利子などに対する一般会計からの負担金、5目・長期前受金戻入は、補助金及び一般会計負担金等で取得した償却資産の減価償却見合い分を収益化したもので、6目・資本費繰入収益は、企業債元金に対する一般会計からの負担金であります。

収益的支出の1款、1項、1目・配水及び給水費は、職員10名分の人件費、水道施設の維持管理費、2目・総係費は、職員4名分の人件費、印刷製本費、通信運搬費及び委託料など事業運営及び管理に要する経費、3目・減価償却費は、固定資産の減価償却費、4目・資産減耗費は、資産の廃棄に伴う固定資産除去費、5目・その他営業費用は、貯蔵量水器を売却量水器へ振り替えた費用、2項、1目・支払利息は、企業債償還利子で、2目・雑支出は過年度分水道料金の還付及び閉栓、漏水等による減額に係る費用、3目・消費税は、令和6年度分の消費税確定納付税額、3項、1目・過年度損益修正損は、過年度分の未収水道料金を簿外債権に振り替えた費用であり、4項、1目・予備費は未執行であります。

資本的収支の決算について、資本的収入は、1款、1項、1目・企業債及び2項、1目・簡易水道国庫補助金は、中西部地区簡易水道と中央地区簡易水道基幹改良事業に伴う企業債及び国庫補助金であります。3項、1目・他会計負担金は、建設改良に対する一般会計からの負担金、4項、1目・補償金は国県道及び河川整備に伴う水道施設の補償工事に対する補償費であります。

資本的支出について、1款、1項、1目・営業設備費は、管理者両及びポンプなどの備品購入費、2目・施設整備費は、各水道施設の整備費、3目・簡易水道整備工事費は、中西部地区簡易水道、中央地区簡易水道基幹改良工事に係る事業費、2項、1目・企業債償還金は、企業債元金償還金で、令和6年度末の未償還残高は27億2,693万3,238円であります。

委員からは、「老朽化に伴う施設整備は、優先順位を考慮して実施してほしい」などの意見がありました。

次に、認定第8号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定について、収益的収入は、1款、1項、1目・漁業集落排水施設使用料は、令和6年度分の排水使用料で、料金収納率は100%であります。2項、2目・加入金は、1件の新規加入金、3目・他会計負担金は、高料金対策負担金に対する負担金、4目・他会計補助金は、施設の維持管理経費の不足分として一般会計からの補助金、5目・長期前受金戻入は、補助金等で取得した償却資産の減価償却見合い分を収益化したものであります。

収益的支出について、1款、1項、1目・処理場費は、下水道施設の維持管理費、2目・総係費は、委託料などの事業運営費及び管理に要する経費、3目・減価償却費は、固定資産の減価償却費、2項、1目・支払利息は、企業債償還利子、2目・雑支出は、過年度分排水施設使用料の還付に係る費用であります。

資本的収入について、1款、1項、1目・他会計出資金は、施設整備費、元金償還金に対する一般会計からの負担金です。

資本的支出について、1款、1項、1目・企業債償還金は、企業債元金償還金で、令和6年度末の未償還残高は1億1,166万8,222円であります。

委員からは、集落排水事業の今後の継続性についての考えを水道局に尋ねました。水道局の回答としては、現在、農林水産部基盤整備課において、機能診断調査の業務委託を実施しており、どの規模の施設の改修が必要になるか、事業費など、令和7年度中に成果品が提出される予定であり、継続する場合の改修費用、規模を縮小（ダウンサイジング）した場合の改修費用及びランニングコスト等を考慮し、個別ごとの小型合併処理浄化槽の設置計画との比較検討がされ、その結果を基に方向性を検討するとのことでした。

以上、本委員会に付託されました、認定第7号及び認定第8号の2件について、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（春田 新一君） 以上で、2 常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、総務文教厚生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 次に、産業建設委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから認定第2号から認定第8号までの7件に対する討論、採決を一括して行います。

7件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。7件に対する各委員長の報告はいずれも認定するものです。

お諮りします。認定第2号、令和6年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和6年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和6年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和6年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、令和6年度対馬市水道事業会計決算の認定について、認定第8号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定についての7件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（春田 新一君） 着席ください。起立多数です。認定第2号から認定第8号までの7件は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第16. 議案第66号

○議長（春田 新一君） 日程第16、議案第66号、令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） ただいま議題となりました議案第66号、令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、漁港整備事業の追加、9月豪雨等による災害復旧費の追加、雇用機会拡充支援事業の減額、人事異動等による人件費の増減が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,229万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ353億4,504万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから6ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、継続費の補正は、継続費の変更を8ページ、9ページの「第2表 継続費補正」によるものとし、公営住宅等整備事業の事業年度及び年割額を変更するものでございます。

第3条、債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加を8ページ、9ページの「第3表 債務負担行為補正」によるものとし、翌年度当初から履行を要する業務に関する契約を追加するものでございます。

第4条、繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を、8ページ、9ページの「第4表 繰越明許費」によるものとし、今回補正の6事業を繰越明許費に計上するものでございます。

第5条、地方債の補正は、地方債の変更を10ページ、11ページの「第5表、地方債補正」によるものとし、事業の追加及び変更により、地方債の限度額を40億7,540万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款・市税は、増収見込みとして市民税1億円を追加しております。

11款・地方交付税は、普通交付税7,498万2,000円を追加しております。

15款・国庫支出金、1項・国庫負担金は、生活保護費負担金3,300万円の追加、河川災害復旧事業負担金1,680万円の減額が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。

2項・国庫補助金は、社会資本整備総合交付金4,041万5,000円の減額が主なものでございます。

16款・県支出金、2項・県補助金は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金1億1,034万1,000円の減額並びに地籍調査事業補助金4,434万9,000円の減額、旅行整備事業補助金2億8,350万円の追加が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。

18款・寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金873万4,000円を追加しております。

19款・繰入金は、振興基金繰入金5,100万円、森林環境譲与税活用基金繰入金1,500万円をそれぞれ追加しております。

22ページをお願いいたします。

22款・市債は、旅行整備事業債6,650万円、県工事港湾事業債6,940万円、文教施設災害復旧事業債2,220万円の追加など、各事業費の増減によりまして、合わせて1億8,600万円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

なお、歳出につきましては、別途、参考資料をタブレットに掲載しておりますので後ほど御参照ください。

24ページをお願いいたします。

2款・総務費でございますが、1項・総務管理費、1目・一般管理費は、人件費の減額が主なものでございます。5目・財産管理費は、東里庁舎受変電設備改修工事4,860万円の追加が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。

7目・企画費は、創業等支援事業補助金1億3,239万8,000円の減額、有人国境離島運賃低廉化事業負担金6,000万円の追加が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。

5項・統計調査費、3目・地籍調査費は、地籍調査測量委託料6,271万9,000円の減額が主なものでございます。

34ページをお願いいたします。

3款・民生費でございますが、2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費は、国県費精算返還金1,101万3,000円の計上が主なものでございます。2目・児童福祉施設費は、日額会計年度任用職員報酬1,072万8,000円の追加が主なものでございます。

36ページをお願いいたします。

3項・生活保護費、1目・生活保護総務費は、国県費精算返還金9,754万4,000円の計上、医療扶助費4,400万円の追加が主なものでございます。

4款・衛生費でございますが、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費は、人件費の減額が主なものでございます。

38ページをお願いいたします。

2項・清掃費、2目・塵芥処理費は、対馬クリーンセンター電気料及び北部中継所定期点検委

託料の追加が主なものでございます。

4 2 ページをお願いいたします。

6 款・農林水産費でございますが、2 項・林業費、2 目・林業振興費は、森林環境譲与税活用事業補助金 1,500 万円の追加が主なものでございます。

3 項・水産業費、2 目・水産業振興費は、対馬地域商社出資金 5,000 万円の計上が主なものでございます。

4 目・漁港建設費は、漁港整備工事 3 億 5,000 万円の追加が主なものでございます。

4 4 ページをお願いいたします。

7 款・商工費でございますが、1 項・商工費、1 目・商工総務費は、人件費の減額が主なものでございます。

4 8 ページをお願いいたします。

8 款・土木費でございますが、4 項・港湾費、2 目・港湾建設費は、県港湾事業負担金 7,105 万 5,000 円の追加でございます。

6 項・住宅費、2 目・住宅建設費は、公営住宅等整備事業に係る工事請負費 2,000 万円の減額でございます。

9 款・消防費でございますが、1 項・消防費、1 目・常備消防費は、人件費の減額が主なものでございます。

5 2 ページをお願いいたします。

1 0 款・教育費でございますが、4 項・幼稚園費は、人件費の減額が主なものでございます。

5 6 ページをお願いいたします。

1 1 款・災害復旧費でございますが、1 項・農林水産施設災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧工事 800 万円、林業施設災害復旧工事 1,100 万円の追加でございます。

2 項・公共土木施設災害復旧費は、河川災害復旧工事 1,800 万円の減額でございます。

3 項・文教施設災害復旧費は、災害復旧工事に係る調査設計委託料 2,200 万円の計上でございます。

1 2 款・公債費でございますが、1 項・公債費、2 目・利子は、償還金利子 1,684 万 9,000 円の追加が主なものでございます。

5 8 ページをお願いいたします。

1 3 款・諸支出金でございますが、2 項・公営企業費は、旅客定期航路事業特別会計への繰出金 2,248 万 1,000 円の追加でございます。

なお、60 ページから 63 ページにかけて、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）質疑ありませんか。（「休憩」と呼ぶ者あり）何かありますか。（発言する者あり）長くなります。長くなるようであれば、休憩を取りたいと思います。

暫時休憩します。再開を13時5分からとします。

午後0時09分休憩

午後1時05分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

令和7年度対馬市一般会計補正予算（第7号）の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 一般財団法人対馬地域商社に関する再出資の予算案が出ていますので、そのことについて質問させていただきます。

これは産業建設委員会に付託されることですが、やはり政治的判断も伴うような議案だと思いますので、あえて市長がいるときに質問させていただきたいということで、御了承いただきたいと思います。

まず、市長にお尋ねします。この一般財団法人対馬地域商社は、民間企業と捉えていらっしゃるのでしょうか。それとも、公益法人と捉えていらっしゃるのでしょうか。

まず、その一点だけ、市長の所見を伺います。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 確かに、一般財団法人対馬地域商社は、一般財団法人ということで公益法人ではありません。それはもう御存じのとおりだとは思いますが、しかしながら、また逆に、民間の株式会社みたいな法人とは考えていないといったことで、あくまで対馬の特産品の販売拡大やら地域経済の活性化といった公共的な面を持っているということで、公益、非営利法人ではありますが、一般財団法人としての役割を持った法人ということを捉えております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） まず、大前提を確認させていただきました。

おっしゃるとおり、完全なというか、純粋な民間企業というか、とはちょっと異なるという点では、私と認識は一致していると思います。

定款の中にも、公益的な事業を行うんだということも書かれています。ただ、公益法人とはまた違うんだという認識も、私と一致していると思います。

そこで、一般財団法人は民間企業ですけど、先ほど言われたように、株式会社の資本金とは異なり、一般財団法人の基本財産は、出資者に返還の義務がありません。出資した方に返還する義務はありません。そのような性質の法人に——言い方難しいんですが——返ってくる当てのない出資金5,000万円を一般財源から投入することに対して、市長は、やはり市民に納得のいく説明をする必要があると思います。これなかなか高いハードルになってくると思うんですが、なぜ出資金として融通がなかなか利かない出資金、基本財産——いわゆる似て非なるものですが、株式会社の資本金と同じように捉えられているけども、ますます融通性が利かないもので、それを選択なされたのか。市長の、何か思いがあると思いますので、取りあえず、まずそこをお聞かせください。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 確かに、この一般財団法人対馬地域商社への融資と申しますか支援については、出資と、またもう一方が貸付けと、二通りあるかとは思ってはおりますけども、ただ、この中で一般財団法人対馬地域商社のほうが、実は市内の金融会社等といろいろと協議を重ねたときに、出資金の増額によって、この民間の金融会社、またこれは漁協信用組合、それから銀行等でございますけども、こういったところからの融資が受けやすくなるといった協議まで進んでいるということでございますので、このことについては、確かに貸付けという方法もございしますが、今回は出資という方法で提案をさせてもらったということでございます。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 今、なぜ貸付けではなくその出資、再出資という形をあえて選んだのかと、そういう答弁がございました。なるほどそういう理由もあったんだなというふうには受け止めます。

ただし、行政が、一般財団法人に追加出資する法的合理性は、法制上の特定の根拠の条文だけではなくて、個別事案ごとにその事業の公共性と行政の関与の程度、そして、公金支出の合理性、必要性を総合的に判断して、初めて認められる性質のものだと思います。

自治体は、当該法人が第三セクターとして適切に管理、監督できる体制を整えて、出資の経緯や目的、期待される効果を明確に説明する責任があると思います。法的合理性を含めて、しっかり産業建設委員会で、部長のほうから説明があるかと思います。そのあたりも踏まえて、本当に5,000万円の再出資でよいのか、ほかにより方法はないのか、あるいは損切りも考えるべきなのか、いろいろ意見はあると思います。多面的に、慎重な審議を産業建設委員会で行っていただくようお願いいたします。期待しております。よろしくお願いいたします。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託します。

日程第17. 議案第67号

日程第18. 議案第68号

日程第19. 議案第69号

日程第20. 議案第70号

○議長（春田 新一君） 日程第17、議案第67号、令和7年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）から、日程第20、議案第70号、令和7年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留正臣君。

○保健部長（阿比留 正臣君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第67号から議案第70号の4件につきまして、その提案理由と内容について御説明いたします。

初めに、議案第67号、令和7年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、看護師の採用等に係る人件費の減が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和7年度対馬市の診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ672万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,386万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

債務負担行為は、第2条で、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、6ページ、7ページの「第2表 債務負担行為」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明いたします。

予算書は、10ページ、11ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、4款・繰入金、1項・他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を

減額しております。

5款・繰越金、1項・繰越金は、前年度繰越金の確定額を追加しております。

次に、歳出についてです。

1款・総務費、1項・施設管理費、1目・一般管理費は、看護師の育休、採用の遅れによる給与など人件費の減額をしております。12節・委託料は、電子カルテシステム構築委託料を追加しております。

なお、12ページ、13ページに補正予算給与費明細書を添えておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第68号、令和7年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

今回の補正は、保険給付費等交付金等の精算に係る償還金の計上が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和7年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億125万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

債務負担行為は、第2条で、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、6ページ、7ページの「第2表 債務負担行為」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして、御説明申し上げます。

予算書は、10ページ、11ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、3款・国庫支出金、2項・国庫補助金は、国保システム開発費等補助金の追加でございます。

6款・繰入金、1項・他会計繰入金は、職員給与費等繰入金の追加でございます。

2項・基金繰入金は、財政調整基金繰入金の追加でございます。

次に、歳出についてです。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は、印刷製本費、手数料の追加でございます。これは、国の補助金追加を受け、子ども・子育て支援金制度について、リーフレット等に

より市民へ周知するための費用でございます。

8款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金は、令和6年度のシステム改修に伴う国費精算返還金及び特定健診、特定健康診査等負担金償還金の計上でございます。

続きまして、議案第69号、令和7年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

今回の補正は、職員人件費の追加が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和7年度対馬市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,517万8,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてございます。

債務負担行為は、第2条で、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額は、6ページ、7ページの「第2表 債務負担行為」によるものとしてございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして、御説明申し上げます。

予算書は10ページ、11ページをお願いいたします。

まず、歳出のほうを御覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費で、人件費を追加しております。これに伴い、同額を歳入の5款・繰入金、2項・一般会計繰入金で追加しております。

続きまして、議案第70号、令和7年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費の調整を行うものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和7年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,296万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,399万8,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとして

のでございます。

債務負担行為は、第2条で、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、6ページから7ページの「第2表 債務負担行為」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして、御説明申し上げます。

予算書は10ページ、11ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、7款・繰入金は、1項の一般会計繰入金及び2項の基金繰入金とも歳出の減に伴い減額をするものでございます。

予算書は12ページ、13ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1項・総務費及び8款・地域支援事業費は、人事異動等に伴う人件費の調整による減額でございます。

なお、14ページから15ページにかけて、補正予算給与費明細書を添付しておりますので、御参照願います。

以上、議案第67号から議案第70号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから4件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております4件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。4件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第67号、令和7年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、令和7年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、令和7年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、令和7年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第71号

○議長（春田 新一君） 日程第21、議案第71号、令和7年度対馬市旅客定期航路事業特別会
計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、日高勝也君。

○中対馬振興部長（日高 勝也君） ただいま議題となりました議案第71号、令和7年度対馬市
旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正予算は、一般会計からの繰入金増額、新規採用職員1名の配置に伴う人件費の増
額並びに委託料の減額が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和7年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる

ことを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ168万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,279万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出補正予算」によるものでございます。

第2条地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為については、6ページから7ページの「第2表 債務負担行為」に掲載しておりますので、御参照願います。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして、御説明申し上げます。

予算書は、10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、4款・繰入金、1項・他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を2,248万1,000円増額するものでございます。

主な理由は、主機エンジンの取り替えに伴う修繕料が、特別交付税措置の対象となることによる一般会計からの繰入金として財源を組み替える増額が主なものでございます。

8款・市債、1項・市債は、一般会計からの繰入に伴い旅客定期航路事業債2,080万円を減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費184万6,000円の増額でございますが、10月1日から職員1名を採用、配置に伴う給料、手当など、人件費の増額が主なものでございます。

次に、2款・施設費、1項・施設費、1目・施設管理費は、委託料144万6,000円の減額が主なものでございます。

12ページから13ページに、補正予算給与費明細書を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） この案件は、私の所属する総務文教厚生委員会なんですが、これも先ほどと同様、政治的判断というかそのあたり、市長に直接お聞きしたいので、ここで質問させていただきます。

今回、その一般会計のほうから、2,220万円繰入れをするという形になっております。で、

9月の決算審査特別委員会のときに申し上げましたが、実質単年度収支が、令和4年度が1億円の赤字、令和5年度が3億円の赤字、それから令和6年度が5億円の赤字と3年連続財政規律を破って、単年度収支赤字という形が、今、対馬市は続いているということで認識しています。それも、年々額が悪化してきています。

昨今、北海道の北見市を挙げるまでもなく、多くの自治体が財政危機宣言のようなものをずっとしているのが、毎日のようにネットニュースに出てきております。このままでいけば、財政調整基金の枯渇という形で、やりたい事業もできない形になっていくのではないかと危惧されます。

このあたり、他の特別会計のほうにも繰入れなり返すほうも幾らか今回は出てましたが、そのあたり、3年連続単年度収支が赤字になる中、この繰入金ということは、財政調整基金のほうから、一般財源のほうからいくということになるか、どちらかになると思うのですが、そのあたり、市長の現在の対馬市の財政に関する認識をお聞かせください。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このことについては、ちょっと今、私もいきなり質問を受けて、なかなかうまく答弁ができませんので、ここは総務部長のほうに答えさせたいと思います。

○議長（春田 新一君） 総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） お答えします。

議員おっしゃられるように、各年度におきまして、単年度収支のほうが悪化しているということではございますけれども、財政運営におきましても、本年度、今、来年度に向けての予算要求も始まっておりまして、そのあたりも毎年要求していただいた額にシーリングを設けたり、財政の査定の厳格化というところで、何とかこう財源を見出すような工夫もしておりますので、今回御指摘の件はごもっともだとは思いますが、財政運営のほうに工夫をしましてまいりますということと、先ほど、中対馬振興部長からのほうもございましたけれども、今回の繰入金の分につきましては、特別交付税措置があるということで、起債のほかの組み替えということで御理解いただきたいと思います。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 今回の案件については、そういったことで理解はできます。

ただ、現実として、3年連続単年度収支赤字というのは、やっぱり重く——市長も今うなずいていらっしゃるように、重く受け止められて、聞くところによると、各部署最低10%の削減を目指して予算を組むようにという指示も出ているようです。まあ、そのやり方についてはいろいろあるかもしれませんが、危機感を持っていらっしゃるということは、十分今伝わってきました。しっかり、何を残して何を削っていくのか、各部署の方々もしっかり考えて出してこられると思いますが、以前も申し上げました、枠配分予算等もそろそろ検討すべき時期に来ているのかな、

それを入れれば解決するとは申し上げません。ただやはり、今、取り組んでいらっしゃるように、各部署に本当に何を残して何を削らなきゃいけないのか、市民にもない袖は振れないということをきちっと伝えていく必要があります。

その点について、広報等もそれからケーブルテレビ等も使いながら、市民にいらぬ必要以上の心配をかける必要はないんですが、今の対馬市の財政状況というのをしっかり伝えていっていただければと思います。

最後はお願いになりましたが、何か答弁があれば、よろしくお願いします。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 確かに、今のこの対馬市の財政状況につきましては厳しいものがござります。ただ、厳しい厳しいだけでは予算編成もできないといったことで、明確な取捨選択と申しましょうか、必要な部分には予算をつけて、余分な部分については削っていくといったような考え方を持って、適正な予算を組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。（「市長、決算頑張ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） この新規採用職というのが、正職の海事職員ということでよろしいでしょうか。

○議長（春田 新一君） 中対馬振興部長、日高勝也君。

○中対馬振興部長（日高 勝也君） 陶山議員の質問にお答えいたします。

この職員は正職員であります。一応、10月1日から採用しておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（春田 新一君） 9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） この正職の海事職員の採用で、知床の事故に伴う法改正、厳しくなったということなんですけど、その法改正での運行も可能になるということですね。

○議長（春田 新一君） 中対馬振興部長、日高勝也君。

○中対馬振興部長（日高 勝也君） お答えいたします。

陶山議員のおっしゃるとおり、国土交通省の運行管理体制の強化に伴い、現在、船長が兼務で当たっている運行管理者を、切り離して陸上に配置するように義務づけられるようになりますので、それに合わせた整備でございます。

○議長（春田 新一君） 9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） 午前中の特別会計の審査報告でもあったとおり、市側の今後の対応というのが、周遊観光の収入も増やして、そういうことも図るということですので、この事

業の体制を維持しなければ、また同じようなこととなりますので、この体制を維持できるような努力を、今後も努めてください。

答弁はいりません。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第71号、令和7年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第72号

○議長（春田 新一君） 次に、日程第22、議案第72号、令和7年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、桐谷和孝君。

○水道局長（桐谷 和孝君） ただいま議題となりました議案第72号、令和7年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、水道使用料の追加、職員の人事異動に伴う人件費の増減及び水道施設の維持管理経費と工事請負費の追加が主なものでございます。

補正予算書、3ページをお願いいたします。

第1条で、令和7年度対馬市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第2条で、令和7年度対馬市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入で、第1款・水道事業収益、第1項・営業収益を2,000万円追加し、第2項・営業外

収益を18万2,000円追加し、水道事業収益の総額を10億7,477万6,000円とし、支出で、第1款・水道事業費用、第1項・営業費用を739万5,000円追加し、水道事業費用の総額を10億4,825万8,000円とするものでございます。

第3条で、予算第4条本文中、括弧書きを「資本的収入額は資本的支出額に対し、不足する額3億9,656万5,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額6,296万6,000円、当年度分損益勘定留保資金2億1,954万5,000円、減債積立金4,913万9,000円、建設改良積立金6,491万5,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入で、第1款・資本的収入、第1項・企業債を40万円追加し、第2項・国庫補助金を2万7,000円減額し、第3項・負担金を480万円追加し、資本的収入の総額を5億6,857万1,000円とし、支出で、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費を994万6,000円追加し、資本的支出の総額を9億6,513万6,000円とするものでございます。

第4条で、予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に「(債務負担行為)第5条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。」を加え、——4ページをお願いいたします。——翌年度当初から履行を要する業務に関する契約について定めております。

第5条で、予算第6条中2億8,090万円を2億8,130万円に、第6条で、予算第9条中1億8,447万3,000円を1億8,385万3,000円に改めるものでございます。

第7条で、予算第10条を、「(他会計からの負担金)第10条一般会計からこの会計への負担金の金額は、次のとおりである。

第1号、企業債の利息に対する負担金2,270万2,000円。

第2号、企業債の元金に対する負担金1億3,188万2,000円。

第3号、建設改良費に対する負担金1億1,803万8,000円」に改めるものでございます。

8ページ、9ページに補正予算給与費明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

それでは、補正予算の内容について、御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入でございます。

1款・水道事業収益、1項・営業収益、1目・給水収益は、水道使用水量の増による水道使用料2,000万円の追加、2項・営業外収益、1目・加入金は、大型施設や住宅の新築など、新規加入者の増加による水道利用加入金198万5,000円の追加、4目・他会計負担金は、一般会計負担金180万3,000円の減額でございます。

次に、収益的支出でございます。

1 款・水道事業費用、1 項・営業費用、1 目・配水及び給水費は、水道施設管理職員の人件費 3 0 3 万 7, 0 0 0 円の減額、1 6 節・手数料は、水道施設の維持管理に係る経費で 8 0 0 万円の追加、これらを合わせまして、総計 4 9 6 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。

1 2 ページをお願いいたします。

2 目・総係費は、会計事務職員等の人件費で 2 4 3 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。

次に、資本的収入でございます。

1 款・資本的収入、1 項、1 目・企業債を 4 0 万円追加し、2 項・国庫補助金、1 目・簡易水道国庫補助金を 2 万 7, 0 0 0 円減額し、3 項・負担金、1 目・他会計負担金を 4 8 0 万円追加するものでございます。

次に、資本的支出でございます。

1 款・資本的支出、1 項・建設改良費、3 目・簡易水道整備工事費は、各事業の事業費増減による 9 9 4 万 6, 0 0 0 円の追加でございます。

以上で、議案第 7 2 号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第 7 2 号、令和 7 年度対馬市水道事業会計補正予算（第 2 号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 3. 議案第 7 3 号

○議長（春田 新一君） 続きまして、日程第23、議案第73号、対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） ただいま議題となりました議案第73号、対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

新旧対照表は2ページを御覧ください。

本件は、消防の広域応援体制である緊急消防援助隊として、他の自治体の災害現場に派遣される職員について、精神的・肉体的に負担の大きい業務の特殊性を鑑み、適切な処遇を確保するため、緊急消防援助隊手当を創設するものでございます。

内容といたしましては、国の基準に準拠し、派遣の状況に応じて3区分を設け、それぞれ1日につき840円、1,080円、または2,160円を支給することとするものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 今、この人事のほうから説明がありましたが、この特殊勤務手当で、緊急消防援助隊手当というのは、これ以前からあったんですかね。対馬市消防署職員には該当というか、これをなかったとか、その辺の、いつ頃からこの救助手当ちゅうのが、国のほうが定めていたのか、その辺をちょっと分かれば、消防長でもいいですけども、人事でもいいんですけども、分かりますでしょうか。

○議長（春田 新一君） 総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） お答えいたします。

申し訳ございませんけど、いつからというところは、ちょっと今、把握できていないんですけども、ほかの自治体におきましては、幾つか、既に設置をしている自治体もございます。

今回、令和6年の8月に、消防庁のほうから各自治体で対応が様々だということで通知がございましたので、それに合わせて、ちょっと遅くはなったんですけども、今回改正して、特殊勤務手当を支給できるようにしようとするものでございます。

○議長（春田 新一君） 8番、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） すみません。これはほかの自治体でも、もう既に長崎県内でも取り組まれていたと思います。

今回、対馬市消防本部としても、いろいろ緊急消防隊、これ、もう少し説明を、これ消防長のほうからがいいと思いますので、この手当の説明、これ多分災害時の別の地区とか、その辺に行

った時の災害手当じゃないかなと思いますけれども、その辺の説明ができますでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（春田 新一君） 消防長、井浩君。

○消防長（井 浩君） 糸瀬議員の質問にお答えします。

これは、他の地域で緊急消防隊で行って、例えば、去年、石川県の能登半島であったときとか、私たちでは熊本地震、それから朝倉の大雨のときに出動したときのその手当、隊員の、それが国から支給が、統一した支給をするということで、今回改正をあっています。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第73号は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教厚生委員会に付託します。

日程第24. 議案第74号

○議長（春田 新一君） 日程第24、議案第74号、対馬市税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、阿比留忠明君。

○市民生活部長（阿比留 忠明君） ただいま議題となりました、議案第74号、対馬市税条例の一部を改正する条例について、その提案理由を説明いたします。

議案書は7ページから8ページ、新旧対照表は4ページから5ページを御覧ください。

本条例の改正は、令和3年9月1日に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の趣旨に基づき、本市の基幹情報システムを国が定める統一的な基準に適合した標準化システムへ移行・更新することに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

この標準化システムの導入に当たり、本市の税務システムにおきましても、総務省が示す標準仕様に準拠する必要があるとございます。従来、対馬市独自のカスタマイズ機能により9期に設定しておりました市県民税の普通徴収及び固定資産税の納期が、令和8年4月1日から4期に統一されることとなります。この納期の改正は、標準化システムの仕様にに基づき、納税通知書等の帳票レイアウトが4期割と定められていることに対応するものであり、関連する対馬市税条例の規定を改正する必要が生じたものであります。

今回の主な改正は、以下の2点でございます。

第40条第1項を改正し、普通徴収の方法によって徴収する個人の市県民税の納期を、従来の

9期から4期に改めるものでございます。

具体的には、第1期を6月、第2期を8月、第3期を10月、第4期を翌年1月といたします。次に、第67条第1項を改正し、固定資産税の納期を従来の9期から4期に改めるものでございます。

具体的には、第1期を7月、第2期を9月、第3期を11月、第4期を翌年2月といたします。また、附則において、この条例の施行期日を令和8年4月1日とし、改正後の規定は、令和8年度分以降の個人の市県民税及び固定資産税について適用し、令和7年度分までについては、なお従前の例による経過措置を設けております。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、安田壽和君。

○議員（7番 安田 壽和君） ちょっとお尋ねします。今の説明の中で、2か月に1回ということで、今年までは1か月ごとにずっと納付書が作ってありました。来年からは、2か月分を1回で払うように納付書ができるのかどうかをちょっと確認をしたいんですけど、よろしくお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 市民生活部長、阿比留忠明君。

○市民生活部長（阿比留 忠明君） お答えをいたします。

これまで9枚の納付書が発送されておりましたけども、令和8年度以降は、年間の税額を4で割りまして、4枚の納付書が発送されるということになります。

以上です。

○議長（春田 新一君） 7番、安田壽和君。

○議員（7番 安田 壽和君） ということは、2か月分を1回で払うということですよね。そういうような仕組みになっていくということですよ。

○議長（春田 新一君） 市民生活部長、阿比留忠明君。

○市民生活部長（阿比留 忠明君） 年税額でございますので、2か月分といいますか、年間の税額を4で割ったものを、それぞれ4枚の納付書が発送されるという考えになります。よろしいでしょうか。

○議員（7番 安田 壽和君） はい、分かりました。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第74号は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教厚生委員会に付託します。

暫時休憩します。再開を2時15分からとします。

午後2時01分休憩

午後2時15分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

日程第25. 議案第75号

日程第26. 議案第76号

○議長（春田 新一君） 日程第25、議案第75号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び日程第26、議案第76号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） ただいま一括議題となりました議案第75号及び第76号につきましては、教育委員会所管の議案でございますので、提案理由とその内容について御説明させていただきます。

初めに、議案第75号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表の6ページをお願いいたします。

今回の改正は、令和8年度から豆酏小学校が久田小学校へ、豆酏中学校が久田中学校に統合することから、スクールバスの運行区域について延伸するため、また令和8年度より対馬市地域公共交通利便増進実施計画に基づき、尾崎から雞知の運行区域を混乗化するため、所要の改正を行うものでございます。

その改正部分でございますが、第2条第1号中、浅藻から豆酏の次に佐須瀬、豆酏瀬、内山、久田を加え、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第28号までを2号ずつ繰り上げ、第4条第9号の次に尾崎、今里、加志、吹崎、箕形、洲藻、雞知の1号を加えるものでございます。

なお、附則で、施行期日を令和8年4月1日としております。

次に、議案第76号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表の7ページをお願いいたします。

今回の改正は、廃校施設の利活用により、対馬市大調体育館をカルチャーセンター施設として別用途で活用することになったことから、体育施設としての用途を廃止するため、所要の改正を

行うものでございます。

なお、条例の改正部分でございますが、別表第1中、対馬市大調体育館の項を削るものでございます。

なお、附則で、施行期日を令和8年4月1日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） まず、スクールバスの条例についてなんですが、これ確かに教育委員会の所管にはなっているんですが、大きく分けて2つ変更があると思うんですが、後段の尾崎のほうの混乗便という説明もありましたけれども、この新設というか新たに始まる豆敷のほうについても、これ開設してすぐというわけにはいかないんでしょうが、その混乗のことも入ってくるでしょうし、令和9年の4月からは特別支援学校も厳原中学校のところで開設される予定になっています。登校のほうはまだ何とかなるんでしょうが、下校が、やはりいろんな時間に下校するというなど、いろいろと地域公共交通とも関連してくると思うんです。実際、スクールバスに混乗しているわけですから。そのあたりがありますので、私は、これ本会議一括ではなくて、委員会付託にすべきだと思うんですが。議長、よかったら協議会にさせていただいて、皆さんどういうふうに考えるかお聞きいただけないでしょうか。

○議長（春田 新一君） 暫時休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時22分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

6番、佐伯達也君。

○議員（6番 佐伯 達也君） 豆敷のほうに関しては、ちょっと私もあまり状況が分からないんですが、尾崎から雞知までの分に関しましては、同じ時間帯に対馬交通のバスとスクールバスが同じぐらいの時間に通ってはいるんですけども、その辺の兼ね合いで、スクールバスに混乗という形になるということでの理解でよろしいんでしょうか。その辺が分かれば、教えていただければと思うんですけども。

○議長（春田 新一君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 今回の混乗便につきましては、路線バスとの兼ね合いもございまして、こちらのほうのスクールバスの混乗を行うことで、またその辺の路線バスとの調整の内

訳については、ちょっと私もどういった事情でというのは、ちょっとすいません、申し訳ありません、ちょっと今説明できないんですけども、また担当部局のほうと協議いたしまして、今回プラスして、この路線も混乗便にすることで、利便性を高めるということで対応させていただいております。

○議長（春田 新一君） 6番、佐伯達也君。

○議員（6番 佐伯 達也君） 現状、その辺どうなるかが決まってないということでよろしいんでしょうか。

○議長（春田 新一君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） すいません。路線バスのほうの、ちょっと確認が、私ができてなかったものですから、申し訳ございません。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、質疑を（「議長、すいません」と呼ぶ者あり）8番、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） 大調体育館の件でもいいんでしょ、大調体育館もいいんでしょ、いいですね。はい、すいません。

大調体育館の件なんですけれども、今、ちょっと部長のほうから説明があったカルチャーセンターとして活用するということを言われたんですけども、そのカルチャーセンターとはどのようなことをするのかと、それが1点と、あと、今後のこの普通財産にするということですよ、大調体育館を。今後の管理はどこが行っていくのか、それをちょっとお尋ねをいたします。

○議長（春田 新一君） しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田 浩徳君） 廃校利活用につきましては、しまづくり推進部のほうで事務を執っておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

今回、利活用の公募をしておりました旧大調小学校で、民間事業者さんが、海外の富裕層をターゲットに待のトレーニング体験であるとか、あと対馬の自然の中でいろいろ過ごして、自分を見つめ直す機会を提供するというような事業を実施することとなっております。

それで、校舎とグラウンドにつきましては、この12月1日からの貸付けとなっております、体育館についても使用したいということで、体育館のほうは、一応、今のところ来年4月からそちらの民間事業者さんのほうに貸し付け予定で、そういった事業に使用されますので、管理もそちらの事業者さんにお任せするということになります。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 8番、糸瀬雅之君。

○議員（8番 糸瀬 雅之君） いいですか。はい、分かりました。そしたら、そのような廃校舎の利活用として今後使われるということで、認識をいたしております。

やっぱり、体育館の普通財産とか、いろいろと我々もそういう中身が、あまりどの体育館が普通財産になって、どの体育館が廃校利活用とかいろいろありますけども、基本的な体育館の条例としては、施設条例は、基本的は体育施設は、これ条例なんですけど、第3条の対馬市教育委員会が管理するという体育館ですけど、これは、もうこの条例としては、廃校になった場合は、これはまた変わるわけですか。この対馬市体育施設条例の中で、またこれは普通財産とかいろいろ、この普通財産とかの項目とかなんかこうあるんですか。それについてはどこどこが管理するとか、この体育館の管理状況が、私も、今回一般質問いたしますけども、全くこのどの管轄——たらい回しなんですよ、これどこの管轄。ですから、その辺の統一性が、我々もちょっと分かりにくい部分がありますので、その辺をもう少し明確に、今後、この行政センターがここは管理してます、鍵はここは持ってますとか、そういった何かこう統一性がないような気がいたしますけども、どうでしょうか。これは部長がいいですかね。廃校の利活用のほうがいいですか。部長のほうから答弁をお願いします。

○議長（春田 新一君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 今回、改正に対象になっております大調体育館につきましては、まず、学校の統廃合によりまして閉校になった場合、体育館施設については、地区の方が利用されるか、その辺の確認を行いまして、地区の方が活用されることとか、また社会体育施設として残していただきたいというところが要望があれば、一応、この社会体育施設としてのこの条例の中に入れ込んで、教育委員会のほうで管理いたしております。社会体育施設としても活用がない、また地域の方の活用もないというような施設につきましては、普通財産といたしまして、状況によっては、教育委員会が所管したり、または総務部部署の財産管理運用課が管理したりとか、その状況によって対応をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） いいですか。9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） 先ほどのスクールバスの運行の件なんですけど、特に混乗便となる今里から雞知の間は、一般路線との接続も可能な区間であって、特に帰りが、雞知から対馬高校の高校生とか必要となる区間で、私も混乗便をお願いしていた立場の中で、しまづくり推進部長の対馬市地域公共交通計画、その中で、どのような朝と帰りの便があるかどうかの説明を、ちょっとしていただきたいんですが。

○議長（春田 新一君） しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田 浩徳君） お答えいたします。

すいません。ちょっと本日手元に資料を準備していなかったものですから、詳しい時間帯とかってというのは、すぐにはお答えできないんですけども、尾崎線に限らず、対馬全島ダイヤ等を、状況を常に見ながら、必要に応じて随時見直していくこととしておりますので、実際、この12月から、場所が違いますけど豊玉、厳原間の路線バスの見直しとかも行いますので、今後ともそういったふうに、必要に応じて見直しを行っていきたいと思っております。

○議長（春田 新一君） 9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） しまづくり推進部も対馬交通株式会社とよく協議して、市民の要望に応じてくれているのは十分承知しておりますので、今後も、そのような市民の要望を聞いて、できる限り、最終地に何時に何名乗車可能な人がいるからこの便だという、本当、苦勞してそのダイヤをつくっていることは重々承知しておりますので、今後もよろしく願いいたします。以上です。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会の付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。2件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第75号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第77号

○議長（春田 新一君） 日程第27、議案第77号、対馬市住民センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、日高勝也君。

○中対馬振興部長（日高 勝也君） ただいま議題となりました議案第77号、対馬市住民センター条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。新旧対照表は8ページをお願いいたします。

今回の改正は、対馬市住民センターの位置について表示の誤りがありましたので、位置の確認のとれた2件の住民センターについて改正するものでございます。

条例の改正部分でございますが、別表第2条の表中、佐護住民センターの位置、904番地1を914番地4に、南部住民センターの位置、833番地を8番地1に改正するものでございます。

なお、附則で、施行期日を公布の日からとしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第77号、対馬市住民センター条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第78号

○議長（春田 新一君） 続きまして、日程第28、議案第78号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留正臣君。

○保健部長（阿比留 正臣君） ただいま議題となりました議案第78号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容について御説明いたします。

今回の改正は、地籍調査等により、診療所の位置について表示に誤りがありましたので、位置の確認がとれました8件について改正するものでございます。

条例の改正部分は、新旧対照表の9ページから10ページを御覧ください。

別表中の、久根出張診療所、豊玉診療所、水崎診療所、佐賀診療所、佐須奈診療所、佐護診療所、仁田診療所、及び鹿見診療所の位置表示を、それぞれ現状地番に改正するものでございます。

なお、附則において、施行期日を公布の日から適用することとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第78号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第79号

○議長（春田 新一君） 日程第29、議案第79号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防長、井浩君。

○消防長（井 浩君） ただいま議題となりました議案第79号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、消防本部所管でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書、17ページから18ページ、新旧対照表は11ページから12ページでございます。新旧対照表を御参照ください。

今回の改正は、本年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受けて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であることとされる通知が、総務省消防庁次長から発出されました。それに伴い、本市火災予防条例の一部改正を行おうとするものでございます。

まず、第29条は、本条例上の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にし、第7号は、実情に合わせて削除します。

次に、第3条の3を新設し、第29条の8は、気象状況等により林野火災に関する注意報を発することができることとし、第2項で、注意報が発せられた場合、解除されるまでの間、火入れやたき火などを禁止している本条例第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないことを規定し、第3項で、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定できる旨を規定しております。

第29条の9は、林野火災予防を目的とした火災に関する警報を発したときは、火の使用の制限対象となる区域を指定することができることとしております。

さらに、第45条では、火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確にし、消防長は第1項各号に掲げるこれらの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとしました。

なお、附則で、施行期日につきましては、令和8年1月1日からとしております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） 簡単な質疑です。

この届出となる期間と区域については、その時々気象状況により、それぞれ消防本部のほう

が指定するということよろしいでしょうか。

○議長（春田 新一君） 消防長、井浩君。

○消防長（井 浩君） お答えします。

そのとおりでございます。

なお、通年でその時期とかなんかは今のところは特定しなくて、通年を通して火災警報、注意報とか乾燥注意報とか警報が出たときにするものでございます。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） 区域もその都度になるんですか。

○議長（春田 新一君） 消防長、井浩君。

○消防長（井 浩君） 区域は設けるときもありますし、設けない——今のところは設けておりませんが、特定されるときは設けるように、それが明確にされるということで御理解していただきたいと思っております。

○議長（春田 新一君） 9番、陶山荘太郎君。

○議員（9番 陶山 荘太郎君） じゃあ、区域が指定されないときは、市内全域ということよろしい——はい、分かりました。

○議長（春田 新一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第79号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第80号

○議長（春田 新一君） 続きまして、日程第30、議案第80号、対馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉部長、田中光幸君。

○福祉部長（田中 光幸君） ただいま議題となりました議案第80号、対馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は19ページから、参考資料は議案第80号添付資料1の4でございます。

本条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、今回提案するものでございます。

国において創設されましたこども誰でも通園制度につきましては、令和5年12月に制定されましたこども未来戦略において、0歳から2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援を求める意見があることから、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とした新たな給付制度となっております。

実施内容につきましては、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず保育所や認定こども園等を利用することができる制度であり、令和8年度より全ての自治体において実施することとなっております。

なお、附則で、施行日を公布の日からとしております。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教厚生委員会に付託します。

日程第31. 議案第81号

日程第32. 議案第82号

日程第33. 議案第83号

日程第34. 議案第84号

日程第35. 議案第85号

日程第36. 議案第86号

日程第37. 議案第87号

日程第38. 議案第88号

日程第39. 議案第89号

日程第40. 議案第90号

日程第41. 議案第91号

日程第42. 議案第92号

○議長（春田 新一君） 続きまして、日程第31、議案第81号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてから、日程第42、議案第92号、対馬市福祉センターの指定管理者の指定についてまでの12件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、庄司克啓君。

○総務部長（庄司 克啓君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第81号から議案第90号までの10件について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は35ページからでございます。

これらの議案は、市が設置しております公の施設のうち、市内の各地区にあります住民集会施設等の指定管理者の指定についてでございます。

当該施設の管理運営につきましては、令和3年4月1日より地元地区及び漁業協同組合等を指定管理者として管理運営を行っておりますが、令和8年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。

施設の設置目的から、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の規定により、公募によらない候補者として選定し、引き続き地元地区等を指定管理者の候補者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

選定の理由といたしましては、当該地区は、地区や地域住民のコミュニティーや福祉増進などを目的として設置されたものであり、主に地区住民などが利用する地域密着型の施設でございます。地域の活力を生かした管理を行うことにより、地元住民の生活環境の向上や施設の設置目的に沿った効率的、効果的な運用が図られることから、非公募により、引き続き指定管理者として選定するものでございます。

なお、指定管理期間は、いずれも令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

それでは、議案に沿って概略を御説明申し上げます。

議案第81号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定については、表に示しておりますとおり、対馬市安神公民館から対馬市加志々地区避難所施設までの16施設について、それぞれの施設が所在する区を引き続き指定するものであります。

議案第82号、対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定については、青海区を引き続き指定するものであります。

議案第83号、対馬市生活館の指定管理者の指定については、曲生活館から芦浦生活館までの4施設と、濃部生活館から唐舟志生活館までの17施設については、それぞれの施設が所在する区、残りの高浜生活館については、美津島町高浜漁業協同組合を引き続き指定するものであります。

議案第84号、対馬市へき地保健福祉館の指定管理の指定については、阿連へき地保健福祉館から水崎へき地保健福祉館までの6施設について、それぞれの施設が所在する区を引き続き指定するものであります。

議案第85号、対馬市住民センターの指定管理者の指定については、黒瀬住民センターから琴住民センターまでの5施設について、それぞれの施設が所在する区を引き続き指定するものでございます。

議案第86号、対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定については、尾浦老人憩の家から伊奈老人憩の家までの9施設について、それぞれの施設が所在する区を引き続き指定するものでございます。

議案第87号、対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定については、下原地区活動促進施設から一重地区集会施設までの43施設について、それぞれの施設が所在する区を引き続き指定するものでございます。

議案第88号、対馬市漁村センター等の指定管理者の指定については、南室地区漁民研修集会施設から今里漁民センターまでの3施設と、見世浦漁村センターから芦見研修集会施設までの13施設については、それぞれの施設が所在する区、残りの美津島町漁村青少年研修センターについては、美津島町漁業協同組合を引き続き指定するものでございます。

議案第89号、対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定については、佐須奈地区漁民集会休憩施設から鹿見地区漁民集会休憩施設までの3施設について、それぞれの施設が所在する漁業協同組合を引き続き指定するものでございます。

議案第90号、対馬市大增地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定については、大增地区を引き続き指定するものでございます。

以上、10件の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お

願ひ申し上げます。

○議長（春田 新一君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第91号、対馬市地区体育館の指定管理者の指定については、教育委員会所管の議案でございますので、提案理由とその内容について御説明させていただきます。

議案書の65ページをお願いいたします。

美津島町にあります対馬市緒方体育館につきましては、現在の指定期間が令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっており、その期間が満了することから、指定管理者の更新を行うものでございます。

また、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の規定に基づき、同施設の指定管理につきましては、公募によらない候補者の選定を行うこととしております。

つきましては、現在の指定管理者である緒方区の承諾を得ましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会への議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、対馬市緒方体育館。指定管理者となる団体が、対馬市美津島町緒方266番地の緒方区となり、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 福祉部長、田中光幸君。

○福祉部長（田中 光幸君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第92号、対馬市福祉センターの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は67ページでございます。

対馬市福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、現在、3施設ともに社会福祉法人対馬市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行っていますが、令和8年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。

3施設のうち、表の中段、上県町地域福祉センター喜多の苑につきましては、現在デイサービス事業を運営委託していることから、デイサービス事業除く施設の管理運営についてとし、前回同様に、対馬市公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の公募によらない候補者の選定等により、引き続き社会福祉法人対馬市社会福祉協議会を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補の選定につきましては、この施設は本市の地域福祉振興策の拠点施設として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、研修事業などを行うことを目的として設けられた施設でございます。

現在、指定管理者の対馬市社会福祉協議会は、民生委員、児童委員や老人クラブなどの各種福祉団体と密に連携し、様々な活動を行っているほか、団体組織などの事務局機能を担い、法人の事務所を同施設に設置するなど、同施設と一体不可欠な関係にあり、本市と共同し地域福祉の推進役として機能しております。

対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び審査基準に沿って公正に審査した結果、公募要項の選定基準を満たすと同時に、施設の効率的な運用及び利用者の利便性向上が図られることから、引き続き社会福祉法人対馬市社会福祉協議会を指定管理者候補として選定をいたしました。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから、12件について質疑を行います。

まず、議案第81号から議案第90号までの総務部関係指定管理10件について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 次に、議案第91号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 次に、議案第92号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） お諮りします。ただいま一括議題としております12件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。したがって、12件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

暫時休憩します。再開を3時10分からとします。

午後3時01分休憩

午後3時10分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

これから12件について各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第81号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号、対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号、対馬市生活館の指定管理者の指定については討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号、対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号、対馬市住民センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、対馬市高齢者ふれあい施設の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号、対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号、対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号、対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号、対馬市大増地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定について

て、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号、対馬市地区体育館の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号、対馬市福祉センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第43. 議案第93号

○議長（春田 新一君） 日程第43、議案第93号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（尾崎ノ段地区）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、原田勝彦君。

○上対馬振興部長（原田 勝彦君） ただいま議題となりました議案第93号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（尾崎ノ段地区）の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の69ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域の変更をするため、議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、長崎県が事業主体で施工いたしました一重地区ほか水産生産基盤整備工事に伴い、漁港施設用地として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たな土地であることを確認す

るとともに、この区域を対馬市上対馬町一重字尾崎ノ段に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、71ページの位置図の申請箇所と示している箇所でございます。
また、埋立区域の形状及び用途につきましては、72ページの字図、73ページの求積平面図に着色している部分で、対馬市上対馬町一重字尾崎ノ段30番38に隣接する漁港施設用地道路敷地先で、面積が152.90平方メートルの土地でございます。

以上ではございますが、議案第93号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会の付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第93号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（尾崎ノ段地区）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第44. 議案第94号

○議長（春田 新一君） 日程第44、議案第94号、財産の無償貸付についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、藤田浩徳君。

○しまづくり推進部長（藤田 浩徳君） ただいま議題となりました議案第94号、財産の無償貸付についてにつきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書、75ページをお願いいたします。

本件は、次の財産の無償貸付について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

無償貸付する財産は、対馬市厳原町東里303番地1、旧長崎県対馬いづはら病院跡の一部を利用して旧対馬市健康管理センター部分337.5平方メートルでございます。

議案書、76ページに貸付予定部分を図示しておりますので御参照ください。

無償貸付の相手方は、東京都千代田区外神田1丁目18番13号秋葉原ダイビル10階に本社を置く株式会社エスプールグローバルで、無償貸付の期間は、契約の日から3年間でございます。

株式会社エスプールグローバルは、自治体及び民間企業の事務処理の一部を受託するBPO事業を展開する企業で、本市へのBPOセンター開設を決定し、令和7年11月21日に長崎県庁におきまして本市及び長崎県との立地協定を締結しております。

本市への立地事業計画では、事業開始から5年間で40人を雇用する見込みとなっております。市内で求人少ない事務系の職場を構えていただくことにより、島内人材の雇用機会の拡充やUIターンの受皿となることが期待できます。

市としましても、誘致企業への協力の一環としてBPOセンター設置場所として当該建物を無償貸付したいと考えておりますので、地方自治法第96条の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第94号は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教厚生委員会に付託します。

日程第45. 同意第11号

日程第46. 同意第12号

日程第47. 同意第13号

日程第48. 同意第14号

日程第49. 同意第15号

日程第50. 同意第16号

日程第51. 同意第17号

日程第52. 同意第18号

日程第53. 同意第19号

日程第54. 同意第20号

日程第55. 同意第21号

日程第56. 同意第22号

日程第57. 同意第23号

日程第58. 同意第24号

○議長（春田 新一君） 日程第45、同意第11号から日程第58、同意第24号、対馬市農業委員会委員の任命についての14件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ただいま一括議題となりました同意第11号から同意第24号までの対馬市農業委員会委員の任命について、その提案理由を御説明いたします。

農業委員会委員の任期満了に伴い、去る9月1日から9月30日までの期間で、農業委員の推薦及び募集を行い、対馬市農業委員候補者等評価委員会による評価並びに意見報告を受け、定数の14名を選出いたしました。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、現在の農業委員の任期は、令和8年2月28日までとなっております。

それでは、議案書の77ページから順次御説明いたします。

同意第11号、豊玉町にお住まいの波田裕一郎氏でございます。

同意第12号、峰町にお住まいの永留正司氏でございます。

同意第13号、厳原町にお住まいの桐谷輝美氏でございます。

同意第14号、上対馬町にお住まいの畑島孝吉氏でございます。

同意第15号、厳原町にお住まいの杉原要氏でございます。

同意第16号、上県町にお住まいの小宮正至氏でございます。

同意第17号、豊玉町にお住まいの阿比留誠一氏でございます。

同意第18号、厳原町にお住まいの戸田耕助氏でございます。

同意第19号、美津島町にお住まいの岡村高史氏でございます。

同意第20号、上県町にお住まいの瀧本和美氏でございます。

同意第21号、上県町にお住まいの島居一成氏でございます。

同意第22号、厳原町にお住まいの初村重政氏でございます。

同意第23号、厳原町にお住まいの太田深雪氏でございます。

同意第24号、美津島町にお住まいの西山義典氏でございます。

以上、14名でございます。

任期は、令和8年3月1日から令和11年2月28日までの3年間でございます。御審議の上、

御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（春田 新一君） 説明が終わりました。

これから14件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております14件については、委員会の付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。14件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから14件に対する一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 討論なしと認め、14件を一括して採決します。

14件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（春田 新一君） 異議なしと認めます。同意第11号から同意第24号までの対馬市農業委員会委員の任命については、同意することに決定をいたしました。

○議長（春田 新一君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前10時から会派代表質問及び市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時28分散会
